第454回(定例)福崎町議会会議録

平成 2 6 年 3 月 2 5 日 (火) 午前 9 時 3 0 分 開 議

1. 平成26年3月25日、第454回(定例)福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

1.	出席議員		1 4	4名							
	1番	宮	内	富	夫		8番	前	Ш	裕	量
	2番	木	村	V1~	ゔみ		9番	松	畄	秀	人
	3番	牛	尾	雅	_	1	0番	難	波	靖	通
	4番	城	谷	英	之	1	1番	小	林		博
	5番	富	田	昭	市	1	2番	高	井	或	年
	6番	北	Щ	孝	彦	1	3番	釜	坂	道	弘
	7番	石	野	光	市	1	4番	志	水	正	幸

- 1. 欠席議員(な し)
- 1. 事務局より出席した職員 事務局長志水利雄主査佐野允保
- 1. 説明のため出席した職員

町 \equiv 長 田 正 義 副 町 長 橋 本 省 教 育 長 髙 寄 +郎 技 監 西 Ш 尚浩 民生参事兼健康福祉課長 牛 尾 博 尾 吉 晴 敏 総 務 課 長 﨑 企画財政課長 永 聡 税 務 課 長 中 塚 保 彦 福 会 計 管 理 者 伸 地域振興課長 博 之 松 藤 高 近 住民生活課長 松 英 農林振興課長 井 上 茂樹 畄 まちづくり課長 豊 或 明仁 上下水道課長 長 澤 茂 弘 山本 社会教育課長 山 下 健 介 学校教育課長 欽 也

- 1. 議事日程 第 1 一般質問
- 本日の会議に付した事件
 第 1 一般質問
- 1. 開議
- 議 長 皆さん、おはようございます。 ただいまから、本日の会議を開きます。 ただいまの出席議員数は14名でございます。 定足数に達しております。 それでは、これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

議 長 日程第1は、一般質問であります。

それでは、日程により通告順に発言を許可いたします。

- 1番目の通告者は、木村いづみ議員であります。
- 1. 消防力強化について
- 2. 公共施設のトイレの洋式化について
- 3. 成人式について

以上、木村いづみ議員。

木村いづみ議員 議席番号2番、木村いづみでございます。

議長の許可を得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

1月12日の消防出初め式に出席させていただきました。多くの団員の方に町内は守られているのだと実感すると同時に、出初め式の際にはこんなに多くの団員がおられるが、ふだんは皆仕事を持っておられるので、火災が発生した際、出動できる団員はいるのかと不安に駆られました。

仕事が二交代、三交代等で昼間に自宅におられる団員は、昔に比べては多いかもしれません。近年、普通自動車免許を取得する際に、オートマチック限定の 免許を取得される方が多くなっています。

私たちが免許を取得する際に、教習所に行っていた時代は、ミッション車で教習をし、免許取得後はオートマチック車もミッション車も運転することができました。

出初め式の際に、消防自動車のパレードがありましたが、どこの分団か覚えていませんが、ノッキングしながら運転されていた分団がありました。 3 2 ある分団の消防車は何台がミッション車で、何台がオートマチック車なのでしょうか。

住民生活課長 分団車両32台うち、井ノ口・小倉がオートマチック車です。その他の30分 団はマニュアル車です。

木村いづみ議員 オートマチック車限定の免許しか持たない団員はいませんか。

住民生活課長 現在は把握できておりませんが、調査はいたしたいと思います。

木村いづみ議員 誰もが運転できるオートマチック車に今後買い替えることは考えておられます か。

住民生活課長 消防車両のマニュアル車、オートマ車の選定につきましては、各分団で決めて いただいているというような現状でございます。

木村いづみ議員 まだ使える消防自動車があると思います。全部オートマチック車に替えるのは 大変難しいと思います。最近も多分購入された分団がいらっしゃったかと思う んですけども、オートマチック車限定しか持たない団員の方にミッション車の 運転免許を取得していただいてはどうかと思います。

教習所でミッション車用の教習を受け、終了すれば、あとは申請すればミッション車も運転できる免許を取得することができると聞いております。その教習所でかかる費用を助成してはいかがでしょうか。

また、こういった消防団員に対する支援策とか助成はありますか。

住民生活課長 消防車両の緊急出動に係る運転員は、福崎町消防団の緊急車両運転要領で、普通緊急自動車の運転資格は定めております。緊急自動車を緊急状態で運転するには、免許歴が大型・普通・大型特殊、どれか受けていた期間が通算して2年以上の者でないと運転ができないと規定をしております。

各分団には熟練した分団員が運転するように周知はいたしております。

また、災害等の救助活動に必要な免許資格を取得する助成制度は設けておりま

すが、普通自動車の免許取得に係る助成制度については、現在は対象とはして おりません。ただし、消防団本団幹部の方には相談はしてみたいと考えており ます。

木村いづみ議員 どの団員も、どの消防車も運転できるようにしていただきたいと思います。

また、出初め式の際に団員数451名と報告されておりましたが、各自治会において、団員数は適正な人数なのでしょうか。

また、団員数の少ない自治会において、消火栓の点検、器具ボックスの点検は 行われているのでしょうか。

住民生活課長 現在、福崎町消防団の定数は、福崎町消防団条例により600名以内と定めて おります。分団の定員は消防組織法の消防力の基準を参考に、分団基準を定数 15名といたしております。加算人数につきましては、世帯人数、人口割り等 案分しまして、それぞれ分団定数を定めております。

> また、各分団におきましては、毎月1回消火栓、器具等の点検を実施するよう に、周知をいたしております。再度、分団長会議では周知をいたす予定をして おります。

木村いづみ議員 消防団員の人員確保のために、何か取り組まれておられますか。

住民生活課長 現在は各分団の努力によりまして、定数は確保いたしております。しかしながら、少子高齢化の背景も含めまして、今後定数の確保が困難になるということも考えられます。各地区の状況を踏まえながら、再入団の促進など、消防力の維持に向けた取り組みを構築していきたいと、そのように考えております。

木村いづみ議員 庄分団、毎年操法大会で優秀な成績を収められておりますが、郡大会、県大会、 全国大会に出場されていますが、その大会に行かれるときは消防車はもちろん 団員の方も大会会場に行かれています。その間、町内不在であることを周辺分 団には連絡はしてあるのでしょうか。

住民生活課長 本来の消防活動に影響が出ないように、各分団には周知を徹底しております。 木村いづみ議員 町民が安心して暮らせる、そして次世代の若者たちが入団しやすい消防団を目 指してほしいと思います。

次に、公共施設のトイレの洋式化について、近年、整備された車いす対応トイレはいろいろありますが、利用できるというユニバーサルデザインの考えに従って多機能化し、高齢者や妊婦には、ベンチやベッド、子ども連れにはおむつ替えのシートやベビーチェア、オストメイト対応設備が設置されています。

文化センターやエルデホールには女子トイレが和式が 8、洋式が 2、身障者が 1 カ所です。文化センターでのイベントがあった際、多くの女性が洋式トイレ に並び、和式トイレはほとんど使われません。ふだん歩くのには支障は来さなくても、和式トイレでは一度しゃがめば、ひざや腰が痛くて、和式トイレでは 用が足せないのです。

現在、サービスエリアのトイレもほとんど洋式で、なおかつ補助バーがついています。女性用トイレの中に子ども用の男子小便器もあります。手を離せない、おしりがすっぽり入ってしまうような子どもを洋式に連れていき、用を足させたことがありますか。ほとんどが多分女性の方が子どもさんを連れて、洋式の便座に座らせてさせておられると思います。横につかまるバーがあれば、1人でそのバーにつかまって、大人用の洋式トイレでできるんです。ひざの痛い方も、腰の痛い方も、今現在の和式に補助バーをつけるだけでなく、洋式化した上で、補助バーをつけていただきたいという要望があります。

文化センターやエルデホールを利用される方の一番多い年齢層を把握されておりますか。また、今後どのようなお考えですか。お聞かせください。

社会教育課長 まず、文化センターでございます。文化センターは、老人大学または公民館クラブが非常に活発に活動をされておりまして、利用者の大半は60歳を超える 高齢者だと認識しております。

ただ、2階に子育て学習センターもございまして、毎日利用されております幼児やその母親の利用も多いところでございます。

エルデホールにつきましては、大きな偏りもなく、幅広い年齢層で利用をいただいております。

トイレにつきましては、今、下水道工事の進展から、各家庭、ほとんどが洋式 化されてきておるところでございます。すぐにとはいきませんが、今後社会教 育施設におきましても、和式主体から洋式主体に向け取り組んでいきたいとい うふうには考えております。

- 木村いづみ議員 今後建設予定の多目的グランドのトイレは、どのようなトイレを計画されていますか。
- 社会教育課長 現在の計画では、一般の女性用、男性用、それと男女共用の多目的トイレを設置する予定としております。女性用トイレは、便器三つのうち二つを洋式に、 男性用トイレは小便器が三つと、大便器一つ、それはもう洋式にしようと思っています。

また、男女共用の多目的トイレにつきましては、車いすの人にも使いやすいように、全体的にスペースを広くとり、洋式の便器を一つに、手すりやベビーチェア、おむつがえシート、また、オストメイトも設置する予定でございます。

- 木村いづみ議員 今、女性用のトイレ、便器の三つのうち二つを洋式にということですが、一つ は和式ですか。
- 社会教育課長 全てを洋式にするというような考えもあるんですが、やはり、今までの流れからしまして、やはり直接便座に座るということに抵抗を感じられる方もいらっしゃるかと思いまして、一つは和式にしたいというふうには考えております。
- 木村いづみ議員 町内の公共施設には、利用者のニーズに添った多目的トイレの整備が必要と 思います。全て多目的トイレにする必要はないと思いますが、多目的トイレ1 カ所、洋式化トイレの改修、女性用トイレ内に男の子用の小さな小便器の設置、 おむつがえシート、ベビーチェアがあるべきと思います。

東京都では多目的トイレを「みんなのトイレ」と呼んでいます。エルデホール、 文化センター、これから建設される多目的グラウンドのトイレが「みんなのト イレ」と呼ばれるようなトイレの改修、設置をお願いします。

続きまして、成人式について、ことしの成人式は、多くの成人の方とその保護者が参加されておりました。私は神崎町出身で、成人式はつい最近のように思われますが、もう30年もたってしまいました。当時は確か軽装でお越しくださいと案内状に書いてあったと記憶しており。全員スーツや軽装でした。福崎町の同級生も、確か振りそでは着てなかったと思います。当町はいつから成人式に振りそでを着るようになりましたか。

- 社会教育課長 以前、平服に規制をした時期がございましたが、自由な服装になったのは、平成8年からと聞いております。
- 木村いづみ議員 女性は100%振りそで、男性も羽織はかま姿が昨年よりもかなり多かったように思われますが、保護者の負担が気になりますが、主催者側としてどう思われますか。
- 社会教育課長 議員さんおっしゃられるとおり、最近の成人式は女性は振りそでが主体で、男性においても羽織はかまで参加される人も確かに増えてきているというふうに思います。当然、社会人の人もおり、自ら負担している人もあるとは思います

が、多くの人は保護者が負担されているというふうに思われます。レンタルするには数十万円かかるとも聞きますから、保護者の負担も大きいとは思っておるところでございます。

- 木村いづみ議員 確かに、既に社会に出て働いておられ、収入のある方もおられるかと思いますが、就職氷河期と言われる今の時代です。ニートの方もいらっしゃいます。フリーターの方ももちろんいらっしゃいます。平服、軽装に戻すことは考えておられないのでしょうか。
- 社会教育課長 先ほど言いましたように自由な服装、規制をやめたのは平成8年からでございます。その理由を調べますと、当時は平服で出席いただくように案内を出しておったんですが、やはりその案内を出しても、数人は着物を着て来られると、そういった方を会場に入出を禁止することもできず、他の参加者から苦情も出てきていたようでございます。

また、現在、女性が着物を着る機会が成人式ぐらいしかなく、この機会を逃すと一生着物を着ない人も増えていき、日本の伝統衣装であります着物自体が日本の文化からなくなってしまうのではないかと、そのような理由から服装を規制することをやめたようでございます。

親の負担などを考え、晴れ着などを禁止してもらいたいというような意見も当然あるかとは思いますが、今の時代から考えれば、主催者側から服装まで規制をするというのはどうかとも思われますし、未成年と違い、成人式は大人のスタートでございますから、服装なども個々の意思により、自ら判断して出席していただけたらというふうには考えております。

- 木村いづみ議員 就職活動に必要なスーツは皆さん多分持っておられると思います。振り袖を持っていない、レンタルするお金がもったいない、高い大学の授業料を払ってもらっている上に帰省のための交通費まで負担してもらう、お正月に帰省し、新学期が始まるのでまた大学に戻る、戻ったかと思うと、1週間もしないうちに成人式で再度帰省することになる。大人になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、励ます。この趣旨のもと、1949年1月15日を成人の日として制定されたが、ハッピーマンデーに伴って1月第2月曜日に移動しました。成人式開催日について、アンケート調査、前回とられると聞いてたんですけども、実施されましたか。
- 社会教育課長 前回回答させていただいたように、一定の時期を置きながらアンケートなどを 実施する思いはございますが、今回は実施をいたしておりません。

木村いづみ議員となたを対象にアンケートをとられるつもりですか。

社会教育課長 ことしの成人式はここ数年におきまして最高の出席率でございました。現在の ところ、このような状況であえて日程を見直すようなアンケートとる必要もな いのではないかというふうには考えております。

お尋ねの、誰を対象にアンケートをとるのか、いつごろ取るのかなどについては、今後この出席率、また要望等を見きわめながら、決定していきたいというふうに考えております。

木村いづみ議員 成人式当日に出席されている成人の方へ、また保護者の方、下にもお子さんが いらっしゃるわけです。そういう方にもアンケートをとっていただきたいとな とは思います。

あと、平成26年度の成人式の振り袖のレンタル予約と着つけ美容室の予約はほとんどの方がもう済まされたと思います。成人式の開催日を変えるのでしたら、早く27年度からアンケートをとっていただきたい。また、あんなにたくさんの成人の方と保護者の方が来られていたわけですから、受付の際にでもア

ンケートをとっていただけたらなと思います。

また、成人式に自分が着た振り袖を着せたいと思われる親御さんもおられると 思います。時代に合った式典も大切だと思いますが、どうお考えですか。

- 社会教育課長 時代に合った式典というものが、どういうものか非常にわかりにくいところではございますが、今の式典は新成人が自ら実行委員会をつくりまして、企画運営をし、自由な服装でも参加されていますし、式自体も整然とした中で厳粛にとり行われておりまして、立派な成人式だと、今の成人式につきましても、立派な成人式だとは思っております。
- 木村いづみ議員 開催日、服装、式典の内容等、今考え直す時期だと思います。また、40歳で2回目の成人式、60歳で3回目の成人式を、同窓会を兼ねて開催されてはいかがでしょうか。特に60歳は還暦式といって、全国であちこち開催されております。会社を退職され、第2の人生のスタートでもある60歳を節目に、地元福崎を離れられた方に今の福崎町を知ってもらう、そして、生活されているところに福崎をアピールしてもらう。若いときに福崎を出られた方が何人もち麦が特産であることをご存じでしょうか。式典にもち麦を使った料理やスイーツを出してはどうでしょうか。

成人式の話に戻りますが、式典の後、別室でアトラクションをされておりますが、飲み物、食べ物はどういったものが出されていますか。

社会教育課長 そのアトラクションにつきましては、先ほど言いました新成人の実行委員会が 全て計画運営をしているところでございます。 5 0 万円程度の予算を、飲み物 や食べ物に回すのか、また記念品やゲームの費用に使うのか、その年の実行委 員会自ら決めて、また自ら購入してきております。

> そういう形で、毎年違うわけでございますが、大体はジュースやポテトチップ スなどのお菓子類を用意されているところでございます。

木村いづみ議員 平服であれば汁が飛ぶようなもち麦めんを食べることもできますが、高価な着物であれば汚れることを心配して食べることができません。毎年行われる8月9日の夏まつりに、浴衣姿での成人式もありだと思います。町民の多くが集う夏まつりに成人を祝っていただくのもよいかと思います。経済状況や今の子どもたちの結婚式を見ていますと、どうしてもプチパーティのようになって、昔のように着物を着てとか、留袖やとか振り袖などを着て出席する人がなくて、会費制のパーティになっております。そういう時代に合った式典が、成人式も行われることを期待し、一般質問を終わります。

議 長 以上で、木村いづみ議員の一般質問を終わります。

次、2番目の通告者は前川裕量議員であります。

- 1. 老朽化した公営住宅の取り扱いについて
- 2. 防災の観点からの個人ため池について
- 3. オレンジリング (認知症サポーター) の推進について

以上、前川裕量議員。

前川裕量議員 議席番号8番、前川裕量でございます。

議長の許可を得まして、通告書に従い、質問をさせていただきます。

質問の第1は老朽化した公営住宅の取り扱いについてであります。

日本では、国民生活基本を衣・食・住と表現し、その住においては、昭和41年に施行された住宅建設計画法による国民への住宅供給が長らく重要施策とされてまいりました。いわゆる住宅公団、住宅金融公庫、公営住宅を3本柱とする、戦後住宅施策であります。

しかし、平成に入り、住宅公団、住宅金融公庫が解体され、平成18年には住

宅建設計画法そのものも廃止されました。政府は既に住宅不足という戦後最大 の問題は解決されたという判断を下したものと思われます。

さらに加えれば、住宅建設計画法のかわりに制定されたのが、住生活基本法であり、これまでの建てては壊す住宅供給計画を見直し、量より質、住宅の長寿命化という内容にシフトしてまいりました。

また、それに合わせて住宅関連審議会においては、発言が高齢者問題や母子家庭、低所得者救済等を踏まえた福祉内容とリンクしたものが多くなってまいりました。

かつて、住宅施策は国交省独自のものでありましたが、近年では、厚労省や環境省との連携事案となりつつあります。

このように、国の住宅施策そのものが時代の要請に合わせて大きく変化しているとき、福崎町行政の公営住宅への取り扱い、特に平成10年に打ち出された福崎町公営住宅再生マスタープランの実施、実行内容について、質問をさせていただきたいと思います。

さて、再生マスタープランの実施時には、181戸とされた町営住宅は、団地を見て回りますと、入居者が出られた後、取り壊し、そして更地にしたままの状態が続いているものが多く見受けられます。それに関してまず質問したいと思います。

現在、町営住宅は何戸あり、入居者世帯数、入居生活者総数は何人でしょうか。 住民生活課長 平成26年の2月1日現在で9団地、管理戸数にしまして156戸、入居世帯 数は137世帯、入居生活者総数は314人となっております。

前川裕量議員 次の質問は、再生マスタープランの実施内容についてであります。

計画によれば、平成10年から21年の間に180戸を建てかえるというものでしたが、建てかえ実施された戸数、場所、また実施されなかったが既に具体的な実施計画とされている戸数と場所はどこでしょうか。

住民生活課長 平成10年度に策定しました公営住宅再生マスタープランに基づきまして、田原地区では田尻団地に平成12年と14年度にRCの5階建てで34戸、1棟を建設いたしております。また、八千種地区におきましては、平成16年度にRC2階建ての12戸を1棟建設いたしました。

実施されなかった具体的な実施計画の戸数、場所につきましては、木造の大門団地を取り壊しまして、町営住宅を15戸、そして別に特定公共賃貸住宅を12戸、さらに県営住宅を20戸計画しております。県営福崎福田団地は用途廃止をしまして、町営福田団地として30戸、山崎団地に56戸、西野団地に10戸、馬田団地に22戸、新たに建築する計画でございました。

前川裕量議員 次に、マスタープランはその大半が残念ながら実施されていない状態と思われますが、第4次住宅計画として、計画が達成できなかった理由があれば、お教えください。

住民生活課長 計画はしておりましたが、その他優先すべき下水道事業など、そういった大型 事業がございまして、中断したということでございます。

前川裕量議員 次に、町内の住宅需要についての質問です。

時代の流れの中で、住宅の供給についても大きな変化があり、最初にも話しましたとおり、政府は既に住宅は足りているという判断のもと、政策シフトをしているのではないかと話しましたが、福崎町として、現在適切な町営住宅の供給総数は何戸とお考えでしょうか。また、その根拠も合わせてお教えください。

住民生活課長 今年度策定を進めております公営住宅等長寿命化計画で算定をしましたが、国 交省の公営住宅供給目標量設定新プログラムに準じて推計をいたしますと、平 成26年度から10年間で住宅供給目標量は117戸となります。これは町営並びに県営住宅の空き家発生率を募集実績から年間8.6%の空き家が発生すると想定をいたしまして、今後10年間で入居可能な公営住宅が93戸の空き家募集が見込まれること、この中には、駅前団地の建て替えの29戸も含んでおります。

それと、建て替え計画により大門団地24戸、新規募集を見込むことで、同期間に発生する要支援世帯116世帯に対応可能ということで判断いたしております。

前川裕量議員 ありがとうございました。

町営住宅供給において、町のお考えをお聞きしましたが、全国的な統計として公営住宅現入居者の6割近くは所得区分1、いわゆる所得月額が10万4,00円以下であり、後の4割は所得月額がこの半分、5万2,000円以下の世帯とされています。さらに言えば、新規公営住宅入居者の実に8割以上の方が、所得区分1であります。すなわち、所得区分1では、2人家族で年収258万4,000円未満、その半分の所得月額を年収換算すると、2人世帯で年収167万2,000円となります。

公営住宅の役割が変化していることは否めません。低所得者世帯への公的扶助であることは、今も昔も変わりませんが、しかし、時代の流れの中で、その低所得者世帯の内容そのものが大きく変化しています。

一つは言うまでもなく高齢化であります。もう一つは独居世帯である、あるいは、母子・父子家庭の増加であります。かつて、世帯とは夫婦と子どもが同居する家族を標準とし、それを想定した公営住宅のつくりや入居条件であったと思われますが、公営住宅のあり方も時代とともに変わるべきではないかと思われます。

これらのことを踏まえまして、私は次のような提案をいたします。今後の公営住宅で建て替えに関しては、困窮度の高い低所得層を対象とした集合住宅建設を優先し、住居そのものも特に高齢者用のものや小世帯用の需要を勘案した多様なつくりを織りまぜ、集合住宅を検討すること。また、所得制限以外の入居条件においては、同居人の有無、年齢等において、いま少し幅を持たせたものを用意すること、以上のように私は考えます。

困窮度の高い低所得層に特化することで、高齢者や母子家庭のような社会的弱者が人間らしく生きるため、セーフティネットの役目ときちんとした雇用形態が得られていない若い世代の将来に向かってのジャンプアップする足場としての役目を、公営住宅に付与できるのではないでしょうか。ご見解をお聞かせください。

住民生活課長 新たに建て替える場合には、入居者の意向やニーズに添った型別供給も考えられます。現在のRCつくりの住宅におきましては、一部に2DKがあるものの、大半で3LDKタイプであります。このタイプの入居資格としては、3人以上の条件が必要となることから、高齢単身や2人世帯でも入居可能な2DKタイプの住戸の建設も当然必要と考えています。

また、建て替える住宅におきましては、高齢者への配慮、バリアフリー、そして車いす対応など、清潔な水回り設備やエレベータの設置等を考えていきます。 所得制限につきましては、真に住宅に困窮する者への公営住宅の的確な供給を 図ることから、高齢者、障がい者、そして子育て世代は裁量階層世代でも入居 可能となっていますので、入居収入基準では一般世帯よりは優遇をされており ます。 また、家賃におきましても、公営住宅制度による控除が適用されていますので、 入居条件等はいいと考えていますので、公営住宅の長寿命化計画書により、整 備は進めていきたいと、そのように考えております。

前川裕量議員 是非とも、時代の流れに合わせたニーズに合った対応方法をとっていただきた いと思います。

また、マスタープランが実施できなかったわけでありますが、今度の新しい長寿命化計画、きっちりと計画どおり進められるよう、もちろん現在のこの福崎町の財政、非常に厳しいものもあると思いますが、せっかく立てていただいた計画は、しっかりと計画どおり進めるように、努力のほう、あわせてお願いしておきたいと思います。

次に、防災の観点からの個人ため池についての質問をさせていただきます。

防災マップにも記載のとおり、内陸部では山の土砂災害、河川の洪水、ため池 災害の三つが防災重点対策となっています。特に兵庫県ではため池の数が全国 でも最も多く、福崎町内のため池も相当数にのぼると聞いております。ため池 には自治会所有や水利権者による組合的所有のものが多いと聞いていますが、 今回問題としたいのは、個人所有のため池であります。

そこで、まず、お聞きしますが、町内には個人ため池は幾つぐらいありますか。 農林振興課長 福崎町のため池の数でございますけれども、ため池台帳では現在197カ所で ございます。そのうち、個人のため池は82カ所でございます。また、県のた め池の保全に関する条例に該当するため池は119カ所で、そのうち26カ所 が個人のため池でございます。

前川裕量議員 ありがとうございます。

自治会や組合的所有のため池は水利権者も多く、きちんと管理され、補修も定期的に行われています。個人のため池においては、廃棄田や農家住宅建設等で既にその役目を終えているものもあると考えられます。管理が不十分で補修も行われていないものが多く、堤や堤防が老朽化し、大雨のときに災害につながりかねないものが存在すると推察いたします。

災害を未然に防ぐため、その所有者への改修や埋立を町として指導すべきではないかと考えますが、町のご見解をお聞かせください。

農林振興課長 先ほど言いましたように、福崎町のため池につきましては、197カ所のうち 全面改修されていますのは54カ所で、27.4%でございます。そのうち、 個人のため池につきましては2カ所の状況でございます。

また、ため池の廃止に伴うものは開発等が多く埋立がされており、その数につきましては59カ所で、そのうち個人につきましては49カ所の状況でございます。

ため池を改修する場合、規模にもよりますけれども、事業費が多額で地元負担 も約15%が必要となり、地元におきましては苦慮されていることが現状でご ざいます。改修の申請まで進められない実情かと思っております。

町といたしましても、毎年災害のない豊かな農村を目指して広報活動も行っておりますけれども、今後につきましては、管理者が多い区長会や農会長会におきまして、ため池改修の相談や推進を行っていきたいと思っております。

なお、埋立につきましては、補助の対象になっておりません。町に相談をして いただきたいと思っております。

前川裕量議員 個人のため池の所有者も高齢化し、また、相続を受けた者が既に他所に移っている場合もあります。個人の費用出費だけでは改修や埋立が未実行のまま放置されるおそれがあります。それを起点に災害が起こりかねません。個人所有の

ため池に対する補助制度を創設してでも、改修や埋立、災害を防ぐことが重要と考えますが、また、個人所有以外のため池は個人ため池に比べ貯水量も多く、より大きな災害につながります。これらのため池を防災についても町としてどのような取り組みをしていくか、あわせてお聞かせください。

農林振興課長 個人の所有のため池に補助制度を設けるといったことにつきましては、現在考えておりません。現在活用していただいております町単独土地改良事業補助金制度のため池補助率につきましては60%となっております。水路、道路などの50%より10%多く設定し、防災面からもより多くのため池の改修等が進むようにとの思いから設定をしているところでございます。

個人のため池につきましても、複数の方が水を利用されていると思いますので、 各集落内での調整をされて、申請をしていただければと思っているところでご ざいます。

個人のため池以外のため池につきましては、福崎町では貯水量1万トン以上のため池を防災ため池として52カ所を指定しております。その中で、全面改修を推進しているところでございます。現在36カ所が改修済みで、約70%の状況となっております。

今後につきましても、推進をしてまいりたいと考えているところでございます。 前川裕量議員 ありがとうございました。

個人ため池、私も消防団の時代、水害対策、水防で出動したことが幾度かあります。そういった中で、やはり池の決壊、また管理のされていない池が幾つか見受けられました。そういった中で、本当にひとたび大雨が降ると、大きな災害につながります。町長はいつも、安全・安心のまちづくりとうたわれております。大雨が降っても安心して住民の方が寝られる、そういったまちづくりを進めていただきたいと思います。危険な箇所は前もって防ぐ、そういった努力も町としてお願いしておきます。

次に、オレンジリングの推奨についてであります。

厚生労働省が平成22年より推進している認知症サポーター、オレンジリング養成事業というものがあります。これは、認知症の方が、ご家族の住みなれた地域での生活を支援し、また、認知症を早期に発見、治療するため、多くの方に認知症について正しく理解していただく事業としております。

その認知症について、正しく理解する方法の一つとして、認知症サポーター養成講座があります。講座内容は、認知症に関する知識と理解を身につけた認知症サポーターを養成するための90分を標準とする講座であります。

ちなみに、その認知症サポーター、オレンジリングというのは、このオレンジのリングであります。私ももちろん受講をさせていただきまして、これを仕事のときはつけさせていただいて、認知症サポーターとしても活動をさせていただいております。

厚生労働省は認知症サポーター100万人キャラバンと銘打って、認知症を知り、地域をつくるキャンペーンを展開中ですが、町としてどのように取り組んでおられますでしょうか。

例えば、養成講座の開催予定を含め、推進内容について、民生参事、お教えください。

民生参事兼健康福祉課長 認知症につきましては、高齢者が誰にも起こり得る脳の病気でございます。 85歳以上では4人に1人がその症状があるというふうに言われております。

平成22年では210万人、30年後の平成52年には400万人以上が認知症になると言われております。そのために、誰もが認知症について正しい知識

を持つため、また、みんなで認知症の方とその家族を支えるため、認知症サポーター100万人キャラバンということで、このオレンジリングを配布しております。

この認知症を正しく理解し、認知症の家族やその方々を見守るための認知症サポーターを1人でも増やし、安心して暮らせるまちづくりを展開しているところですが、全国的には、平成21年5月にこの100万人のサポーターの養成を達成できました。平成26年度には400万人の目標となっておりましたが、これも昨年の25年12月に440万人となり、平成29年度には600万人を目標とする5カ年計画としているところでございます。

福崎町でも、この認知症サポーターの養成研修には、現在受講された方は1,461人いらっしゃいます。このオレンジリングを配布しているところでございます。

その講師であるキャラバンメイトというのは、町内には10名の方が登録をされておられます。町の取り組みといたしまして、地域包括支援センターを中心として、認知症サポーター養成講座を町内各地域で開催しており、特にミニデイでありますとか、介護予防事業所、介護事業所等の研修会、介護予防講座等の講座を開設し、普及啓発をしているところでございます。

現段階で福崎町の総人口に占めるサポーターの割合につきましては、この受講生を人口で割りますと7.5%になります。全国では現在3.5%、兵庫県では3.2%ということで、福崎町では全国的に見ましても、兵庫県的に見ましても、高い数字という状況となっております。今後もこのサポーターの養成には力を入れていきたいと、このように考えております。

前川裕量議員 この認知症サポーターなんですけれども、高齢者の方をサポートする、認知症 の方をサポートするものでありますので、例えば、小学校、中学校、また高校 生対象にしたようなものは考えておられますでしょうか。

民生参事兼健康福祉課長 今後の課題というふうに捉えております。

前川裕量議員 昨年12月11日にイギリス、ロンドンでG8認知症サミットが開催されました。今や認知症問題は世界全体の共通リスクであり、G8各国、欧州委員会、WHO、OECDの代表が出席し、世界的な共通課題である認知症対策について、個々の取り組みを紹介するとともに、出席者による熱心な意見交換が行われました。

また、次の開催はことし2014年日本で行われる予定であり、日本政府の認知症対策も一段と熱心なものになっています。福崎町もその一翼を担うべく、この認知症サポーター養成、オレンジリングの推進においても、一層の努力をすべきと思われます。

多くの方に、こういった認知症のことをわかっていただく、これは特に何かをするではなく、まず認知症を理解していただく、認知症という病気を知っていただくためで、若い方、特に小学生の方も、家におじいちゃん、おばあちゃんがいると思います。また、中学生の方が近所のお年寄りを見て、偏見的な目で見るのではなく、そういったものを、若い世代からこういった知識を持って、地域で高齢者の方をサポートできる、支え合えるまちづくりをしていただきたいと思います。そういった形を進められるよう、町当局にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻は10時40分といたします。

議

 \Diamond

休憩 午前 1 0 時 2 2 分 再開 午前 1 0 時 4 0 分



- 議 長 休憩前で前川裕量議員の一般質問を終わり、次に、3番目の通告者は牛尾雅一 議員であります。
 - 1. 空き家対策について
 - 2. 福崎町のまちづくりについて
 - 3. 魅力ある地域づくりについて
 - 4. 学校のプールについて
 - 5. 前回質問その後に関して
 - 以上、牛尾雅一議員。
- 牛尾雅一議員 議席番号3番、牛尾雅一でございます。議長の許可をいただき、ただ今より一 般質問をいたします。

まず、空き家対策についてでございますが、全国の空き家は昭和38年当時の約52万2,000戸、率にいたしまして2.5%から、年々増加傾向が続いておりまして、5年に1回調査が実施される総務省の住宅土地統計調査の最新の平成20年度の調査によりますと、3カ月以上誰も住んでいない空き家の数は、全国で757万戸、総戸数5,759万戸の約13.1%に達し、7軒に1軒が空き家という状況になっています。

このように、空き家の大量発生は超高齢化や人口減少、貧困など日本社会が抱えるさまざまな問題を映し出しています。また、国土交通省が平成21年全国の1,804市区町村を対象にいたしました外部不経済をもたらす土地利用の現状との調査によりますと、外部不経済がもたらす土地利用が発生しているのかの問いに対し、回答のあった1,217の市町村のうち約7割の団体、977団体が発生していると回答されております。

その調査の背景として、近年、少子高齢化の進行、産業構造の変化等により、 国土全般において遊休地、放棄地等の増加や管理水準の低下した土地の発生が 問題となっていると指摘、空き地や空き家における雑草の繁茂、廃棄物の堆積 等については、治安の悪化、景観の悪化、不動産価値の低下など、周辺環境へ の多大な外部不経済をもたらし、適正かつ合理的な土地利用を阻害しておりま す

このような外部不経済をもたらす土地利用は必ずしも違法性を伴うものではないことや、違法性の認定が困難であるほか、経済的、財政的な問題から、必ずしも住民間での解決が図られず、行政の介入をもって、多大な労力と時間を要することも多く、即時的な不経済だけでなく、連鎖的、広域的に波及をする場合もあるとのことでございます。

このようなことを踏まえて、質問をさせていただきます。当福崎町における空き家の軒数、空き家の率の現状と、町としての取り組みをお尋ねいたします。

まちづくり課長 ただ今言われました総務省の平成20年住宅土地統計調査によりますと、福崎町では総戸数6,790戸に対しまして、空き家戸数570戸、率にしますと8.4%となっております。

また、今言われました取り組みについては、今現在具体的な取り組みは行ってはおりません。

牛尾雅一議員 今、お答えをいただきましたように、当町でも少子高齢化や核家族化などが進行したことに伴って、自宅を空き家のままにして高齢者施設に入居されたり、また、居住者が亡くなり、相続人がそのまま放っておいたりされるという例が

増加しているのではないかというふうに思います。

一方で、住まいの確保が困難な高齢者などの生活困窮者の方も少なくないと思われます。そうした社会のニーズに合わせた空き家の活用を含む定住促進に関しての見解をお伺いいたします。

まちづくり課長 空き家を活用することにつきましては、人口が減少している地域におきましては、人口の維持や、また増加を図り、それがまた地域の活性化、コミュニティの継続といったことに効果があると考えております。

また、今言われましたように、景観でありますとか、防犯、防災の面からも効果のあるものと考えております。

牛尾雅一議員 周辺の環境に対して大きな不経済と言いますか、それもありますし、倒壊のおそれのある空き家に関しましては、県は2014年度から市町が国の助成、空き家再生等推進事業、除去事業タイプを活用して、倒壊などで周囲に危険が及ぶ可能性のある空き家について、市町が条例や要綱に基づき所有者に指導や助言を行っていることを条件に、撤去費用の6分の1を助成されます。すなわち、撤去費用の負担割合は原則国が3分の1、県が6分の1、上限として33万3、000円でございますが、そして市町が6分の1、所有者が3分の1の分担となるとのことでございます。

空き家の撤去は防災や環境衛生、景観の面とか、問題、課題解決につながりますので、県は今回の措置で多くの市町の助成制度制定につなぎたいとの考えでおられる旨の新聞報道がありましたが、当福崎町の空き家に関する条例や要綱の制定について、どのようにお考えなのか、お尋ねいたします。

- まちづくり課長 空き家の活用でありますとか、除却等についての条例または要綱の制定かと思われます。これにつきましては、国または県、また近隣市町の状況も参考にしながら、検討をしていきたいというふうに考えております。
- 牛尾雅一議員 是非その条例や要綱を制定していただきまして、国・県の制度が活用できるようにしていただきたいと思います。
- 続きまして、空き家バンク制度の制定について、町の見解をお尋ねいたします。 まちづくり課長 空き家バンクの条例、要綱の制定につきましては、先ほども申しましたように、 定住促進を図るため、また、人口減少地区のコミュニティ継続のためにも情報 提供、また、空き家の活用に有効なものと考えております。

しかし、市街化調整区域の物件につきましては、いろいろと制限もございます。 これら全ての物件を登録するかということも含めまして、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

また、これらにつきましては、既に条例等を制定されております市町を参考に、 問題点も含め、検討をしていかなければならないというふうに考えております。

牛尾雅一議員 今、説明いただきましたように、その空き家バンクというのは、空き家の賃貸、 売却を希望される人から申し込みを受けた情報を、空き家の利用を希望する人 に紹介するという制度です。それでその空き家を活用、有効活用したその定住 促進に向けた地域の活性化ということは、昨今の人口減というんですか、地域 の活性化をいわれる時代ですので、大変重要なことと思っております。

> そういうことも踏まえまして、今、調整区域とか、そういうところで非常に難 しい面もあるという説明でございましたが、また積極的にそういうことを取り 組んでいただきたいと思います。

> 次に、管理されていない空き家に原因というんですか、起因して、防災面、景観上の支障、衛生上の問題、防犯上の問題とか、そういうこともあります。そしてまた先ほどともダブるんですが、その地域の活性化に向けて、そういう有

効に処分したりとか、有効に利用すると、そういったことについての町の見解 をお尋ねいたします。

まちづくり課長 空き家の適正な管理につきましては、今現在長期間放置されたままの空き家の 増加によりまして、衛生上、景観上、これ雑草でありますとかごみの問題、ま た安全上、火災や倒壊等の問題が生じつつあります。

現在、県におきましては、市町が空き家の適正管理に関する条例を制定する上で参考となる標準条例を盛り込んだ、空き家対策ガイドラインを制定しているというふうに聞いております。このガイドラインが示されれば、当町でも条例化に向けた取り組みを検討するものと考えております。

牛尾雅一議員 その老朽化が非常に激しい空き家は別といたしまして、再生して賃貸住宅として再利用ができるとか、また、高齢者介護の地域の拠点として活用ができるとか、そういうふうな空き家もあると思うんです。さまざまな手だてを考えるのが現在は求められているのではないかというふうに私は考えますので、町行政といたしましても、いろんな面で研究していただきたいと思います。

次に、2点目の福崎町のまちづくりについてでございまして、町の玄関口として内外に誇れる空間を創設するため、福崎駅周辺整備事業が行われます。以前からある都市計画道路との兼ね合い、人口増をにらんだ周辺の土地利用の計画など、総合的な観点に立って、町の将来像を見据えた、より有効な事業となるべく、2月27日に整備計画の概要の説明をお聞きしたことを含めまして、整備の考え方をお尋ねしたいと思います。

町の住民の高齢化人口が今後も増加傾向にあり、また同時に少子化も考えられております。鉄道利用者の乗客は、平成24年の3,538人を平成30年の目標で同じく3,538人を推測できるとされておりますが、その根拠はどのような考えからなのかについて、お尋ねいたします。

- 技 監 福崎駅の乗降客数につきましては、最近では平成18年度をピークに年々減少をしております。平成24年度から29年度の間にも、さらに乗客数は減少すると考えられますので、平成30年度には駅前広場や県道甘地福崎線の開通効果、さらには、バス路線再編やパーク・アンド・ライドの利用補助などの利用促進政策を講じることにより、5年間に減少した乗降客数を24年度と同水準以上にアップさせることを目指すものでございます。
- 牛尾雅一議員 その30年に向けて整備されて、その効果が出るということで、非常にその期待をするんでございます。それもすごいんですが、JR福崎駅の利用者ということは、福崎町のみならず、隣接の市川町の方がある一定の部分を占められておると思います。市川町においては、当町よりも人口の減少が進むのではないかということも考えられておりまして、そのことが平成30年の目標の3,538人に影響が出なければよいのにというふうに思います。

多くの人がJRを利用して福崎駅に来られると、そういうことが乗降客の増加、確保につながるということは当たり前のことなんですけれども、駅を利用して福崎駅周辺に来ていただくということに関しましては、人が来られる福崎町の駅前にしかないような施設、そういった、そこに行かなければないというふうな何かをつくるとか誘致するなど、またそのような公共的な施設、また今ある施設の充実なりを考えて、よりその福崎駅周辺に多くの人が来ていただけるような取り組みというものが大事ではないのかと思います。

具体的には、そのようなお考えがないのか、お尋ねいたします。

技 監 駅前広場や県道甘地福崎線の供用のインパクトを集客につなげるため、エルデ ホールや文化センターにおきまして、著名人による講演会やコンサートなど、 多彩なイベントの開催を検討する必要があると考えております。

また、辻川界隈や七種山等の観光拠点化を進めるとともに、駅前広場等の供用開始に合わせてイベントを開催するほか、バス路線再編の社会実験により、これらの観光拠点と駅とのアクセス強化を図りたいと考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、多くの方が、集客が見込める各種のイベント などは大変有効な施策と思います。是非取り組んでいただきたいと思います。

そしてその乗降客の確保のために今言われましたように、家族による送迎のキス・アンド・ライドとかパーク・アンド・ライドの機能を強化し、利便性を高めようとされております。現在のその送迎も含めてでございますが、駅への交通体系というんですか、十分と考えておられるのかについて、お尋ねいたします。

整 現状の最大の問題点は、駅前の車寄せや駅周辺の道路が狭隘であるため、バスが駅前に直接乗り入れできず、また、自家用車による利便性も非常に低いということだと考えております。このため、まずはしっかりとした駅前広場、それから県道甘地福崎線の拡幅整備を行い、さらに、バス路線の再編やパーク・アンド・ライドの利用補助等によりまして、その整備効果を最大限に発揮させることが重要と考えております。

駅前広場や県道甘地福崎線が供用を開始しますと、駅周辺の交通量が増加をすると考えられます。また、次の段階として、福崎駅の利用促進に向けた広域的なアクセス強化を図っていく必要もございます。このため、今後の町の財政計画も勘案をしながら、駅南幹線と県道三木宍粟線との連絡の強化、さらには福崎駅田原線やエルデホール線の東への延伸構想の具体化に向けた検討を進めていく必要があると考えております。

牛尾雅一議員 今その説明いただきました駅南幹線とか福崎駅田原線、そういうような交通体系の都市計画道路網の見直しというのも入ってると思うのですが、それを検討していただき、また、整備を考えていただくと、そのことによって、駅へのアクセスが非常によくなるというふうに考えられますので、鋭意努力してその実現を願いたいと思っております。

技

福崎駅周辺のことが大事ですし、町全体のことも大事ですので、駅を利用するのに当たりまして、現在では不便と思われます東田原とか大貫地区、また広い意味で川東地区とのアクセスの向上というためには、私は都市計画道路大門福田線が必要と考えております。それについて、ご見解をお尋ねいたします。

監 都市計画道路大門福田線につきましては、都市計画道路網の見直し方針案におきまして、国道312号と町道辻川田尻線を結ぶ区間以外は廃止をする方向としております。ただし、廃止区間の代替機能として、町道エルデホール線を東に延伸し、国道312号と町道井ノ口大門線との交差点付近に接続をする道路の構想、さらには、井ノ口大門線におきましても、待避所の設置や、部分改良の実施について、検討を進めることとしております。

これによりまして、北野、大門、加治谷地区からの福崎駅へのアクセス向上が 図られるものと考えております。

牛尾雅一議員 3月18日に福崎駅周辺整備対策特別委員会で説明を受けました。その道路のことも教えていただきました。従来の大門福田線にかわって、町道エルデホール線ですか、その前を通って市川へ、そして、その川幅の狭い、元給食センター付近に橋を架けて、整備されて、そしてその国道312号とつなぐと、そういうことになりますと、今言われました田原地区、東田原とか、そういう加治谷、大門、また大貫地区の方には、非常にアクセスがよくなるということが考

えられますので、大変大きな事業でございますけれども、またできるだけ早期 の実現に向けて取り組んでいただきたいと思います。

次に、商業施設を初め、暮らしやすい生活空間を創造して、活気のある駅前、 駅周辺地域とするための土地の利用計画については、どのように考えておられ るのか、お尋ねいたします。

整 駅前広場の整備や町道駅南幹線の付替を行いますと、現在の道路地や交通広場の跡地というものが生じます。これを都市利便施設用地として確保活用いたしまして、金融機関や商業施設を誘致するとともに、一部を駅周辺整備事業に伴い移転が必要となる店舗併用住宅等の代替地をすることを検討しております。

都市利便施設用地周辺の道路は、両側に歩道が整備されることとなりますので、 買い物の利便性が向上するなど、居住者の生活環境の向上に資するものと考え ております。

また、株式会社サンライズ工業の工場跡地では、サービスつき高齢者の賃貸住宅の建設が進められております。駅前広場と県道拡幅によりまして、駅やバス停、商業施設への歩道ネットワークが完備をすることとなりますので、高齢者にとっても良好な居住環境が形成されるものと考えております。

さらに、周辺にはサンライズ工業の広大な工場跡地がございます。この跡地につきましては、サンライズ工業が福祉ゾーン、住宅ゾーンといった開発構想を公表されております。県道甘地福崎線が湯口踏切まで拡幅整備をされることによりまして、この開発構想の進展を期待しております。

以上でございます。

- 牛尾雅一議員 その今の説明を受けたんですけれども、ある程度の大きさの駅というんですか、 都市というんですか、町の駅に行きますと、駅をおりると、その駅前にはきれいな店舗が立ち並んでおります。店舗が建ち並ぶなどの、そういうふうな土地の利用というんですか、そういうことも考えておられるのか、お尋ねいたします。
- 技 監 基本的には民間ベースでそういう立地が促進されるものと考えておりますけれ ども、駅周辺の基盤整備を行うことによりまして、そういう立地も促進をされ るものということで考えております。
- 牛尾雅一議員 民間でということですので、民間の力でまたそのように発展していただきたい と思います。

次にその町の、今、玄関口ということで、福崎駅の駅舎の東隣に、民俗学柳田國男ともちむぎ麺の町、福崎町を内外に発信することも踏まえて、観光交流センターを、150平方メートル、約45坪の規模でつくられますが、どのような施設を目指しておられるのかについて、お尋ねいたします。

また、商工会とか観光協会との連携についても、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

- 技 監 観光交流センターにおきましては、観光案内所、それから特産品のPR即売所、 文化伝統芸能の展示スペース、観光客や周辺住民の休憩交流スペースを設置し たいと考えております。このうち、観光案内所につきましては観光協会、特産 品のPR即売につきましては、商工会等との連携をしながら検討を進めていく 必要があると考えております。
- 牛尾雅一議員 福崎駅の中に販売施設のキョスクがあったのでございますが、今現在は閉店されているということもあります。そういうことも踏まえまして、どういうふうな採算ベースというんですか、それを考えておられるのか、また、そのPRというんですか、発信するための施設ですので、採算とかいうようなものは全然

考えずにされる施設なのか、そこについて、お尋ねいたします。

技 監 今回、福崎駅周辺整備事業につきましては、都市再生整備計画事業というもの を活用して、事業を実施することを考えております。

この事業によりますと、観光交流センターを整備する場合には、物販や飲食物の提供を主目的とするものは認められないという制約がございます。

このため、あくまでも特産品の展示PRを主目的とし、希望者には即売も行うという運営形態を考えております。

したがいまして、採算性を検討するような施設ではなく、運営のイメージといたしましては、特産品の展示即売につきましても、観光案内所の職員が行うことを想定をしております。

牛尾雅一議員 そのようなその制度というんですか、施設の性格上、そのような説明でございました。

日本でオリンピックの開催、東京オリンピックの開催に向けまして、おもてな しということが話題によく上がっております。駅の乗降客の方々を含め、町内 外の方々に対して、観光交流センターによって、おもてなしの拠点づくりをさ れようとされているのではないかというふうに私は推測しております。

最近、柳田國男生家周辺には、河童の設置で、これまで中年層の来訪者が主でございましたが、幼児を同伴された若い親子、または家族連れ、また保育所なり幼稚園、小学校、福祉施設の入所の方々まで、大変多くの方が連日訪れておられます。そのようなこともあり、また、まちづくりと観光拠点を整備されて頑張っておられる辻川界隈との連携については、どのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

技 監 現在には町内に観光案内所がないということもございますので、町の玄関口である駅前に、町内の観光、文化、特産品等の情報発信拠点として観光交流センターを設置しようとしております。

その情報発信の一環といたしまして、辻川界隈の観光施設の情報提供やバスの運行情報を初めとするアクセス情報の提供、さらにはもち麦料理を飲食できるもちむぎのやかたの情報提供等を行うことが考えられます。

また、辻川界隈かいわいボランティアガイドが、観光交流センターで出張ガイドを行うことなど、今後とも連携方策について検討していく必要があると考えております。

- 牛尾雅一議員 その辻川界隈との連携を考えるときに、駅に来られました観光客の方に自転車の貸し出しとか、巡回バスを利用して1日1回か2回、駅より辻川界隈まで無料で送迎とか、そういうようなことを考えていただいたら、より連携が深まると思うんですけれども、その点について、ちょっとお考えをお尋ねいたします。
- 技 監 駅前には駐輪場が整備されます。また、観光案内所も整備されるということも ございますので、レンタサイクルについては、今後検討していきたいというこ とで考えております。

また、ボランティアガイドにつきましても、辻川界隈に常駐をして展開をされております。先ほど申し上げましたように、観光交流センターにおいても、出張ガイドを行うということも検討してまいりますので、その間の連携、例えばバスとボランティアガイドを連携した取り組みは何かできないのかとか、そういうことにつきましても検討していきたいということで考えております。

牛尾雅一議員 大変多くの方が辻川界隈に来られますので、また今新聞報道等で非常に広く知れ渡って、その河童の設置の効果も出ておりますので、JRを利用して駅へ来られる、駅からまた辻川界隈へ行こうと思われる方も多く、これからも出てこ

られると思いますので、その取り組みもまたよろしくお願いいたします。

ただ今その観光交流センターの制度というんですか、設置制度いうんですか、 設置のその用途もお聞きしたんですけれども、私はそのもちむぎ麺が皆さんに 親しんでもらうためにも、その観光交流センターの外というんですか、関連し たようなところに、もちむぎ麺の立ち食いというんですか、簡単に、姫路駅で よくありました駅そばのような感じで、もちむぎ麺を販売できたらなと、非常 に学生の方も多いですし、それでまた神戸医療福祉大学の学生さんも一時減っ ていましたが、今年度からまた大幅に増えるということも聞いておりますので、 そういったこと、また通勤の方々にも、夕方とか、時間帯の制約があるんです が、大変喜んでもらえると思いますので、いろんな品物とかを並べて見ていた だくのもあるんですが、実際に食べていただくということも、これまた非常に 大きなPRの効果というんですか、またそれによりましてもちむぎ食品センタ 一の経営に大きくプラスになるというふうに私は思うんです。ですから、そこ らを非常に難しい取り組みと思いますけれども、そのあたりのこともまた考え ていただけたらなというふうに思います。それは全くそのまた、そういうこと もまた事前、事後ですか、また考えていただけるのかというようなことも、ち ょっとお尋ねしたいと思います。

監 現在国のほうに申請しております観光交流センターというものが、飲食物の提供を主目的とするものではないということもございますので、もちむぎ麺の立ち食いコーナーの設置というものは困難な状況です。

特産品の一つとして、もち麦関連商品の展示即売、それからもちむぎの館の案内等によりますもち麦料理の関連商品の消費拡大というものが見込まれますので、こういう活動を通じまして、もちむぎ食品センターの売上増加に資するものということで考えております。

また、実際今後の展開方策としましては、そういうことも含めて検討はいたしますけれども、ちょっと現状ではなかなか見込みが立たないという状況ではございます。

牛尾雅一議員 いろんな制約がありますし、非常に困難ということですけれども、知恵を絞っていただきまして、PRを含め、もちむぎ麺の販売拡大に向けて、みんなでというんですか、もちむぎ麺の販売拡大に向けて大きな力になりますので、そういうことをしていただくというんですか、考えていただいたり、また実施することが、ということを思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

まだまだお聞きしたいことは山ほどあるんでございますが、次の質問に移らせてもらいまして、次回以降にまた質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、魅力ある地域づくりについてということでございまして、都市計画においては、町全体の構想の方針をつくって、まちづくりを進められておられます。福崎町内の土地で、同様の権利等が有する土地に、優劣、土地の利用の難易を打ち出して、今日まで推し進められてこられましたが、その結果、人口減が続き、今日に至った農振農用地区がございます。地域住民が減少することで、従来支障を感じてこなかったことが、近い将来支障を来すことがないようにするためにも、人口減が心配される地域には、自ら安心・安全で魅力ある地域づくりに、自らの地域が取り組まなければならないのでございますが、地縁者のために特区制度をうまく活用できるような制度もつくっていただいておりますけれども、利用できない人には農振農用地の優良農地であっても、ある程度であれば規制を緩めていただいて、家が建てられるように、自分の土地に、

技

自分の親が所有する土地に家が建てられるようにしていただくと、そのような 法律とか、いろいろ難しいとは思いますが、町のサポートというんですか、支 援が考えられないのかについて、お尋ねいたします。

農林振興課長 農振農用地区域につきましては、農業振興地域の整備に関する法律により、農 用地区域はおおむね10年以上にわたり農用地等として確保し、利用すべき土 地として定められております。

法律の定めにつきまして、福崎町が規制を緩めるというようなことはできません。地域の方が家を建てることも必要なことから、農用地区域外の区域といたしまして、一般的にいいます白地区域を設けて、建設可能な地域として定めているところでございます。

家を建てるにいたしましても、今言われましたようにいろんな法律により定めがありますので、事前に相談をしていただきたいと思っております。

牛尾雅一議員 法律というものがありますので、福崎町だけがということで、全くそのとおり でございますけれども、法律で決まっておりましても、例外規定がないのかな ど、そういうところを力いっぱい調べていただきまして、住民の側に立ってい ろいろ支援もまた考えていただきたいと思います。

> そしてその今も人口減が心配される地域は、自治会自らがお互いに助け合った り、子どもとか高齢者のことも大事にするとか、子どもを育てる、また見守る、 また高齢者の方を支援するなど、地域のつながりを深めて、自治会自ら、自治 会がその自治会に住まれる方、また全ての方、また遠方へ嫁がれてる方などに も、すばらしい地域自治会だということをわかってもらうような地域づくり、 また自治会づくりに取り組むということが、多くの方というんですか、遠方に お嫁に行かれていても、ご主人と一緒にまた帰ってきて、こちらで住まれると か、そういうふうなことにつながるんですけれども、いろんなことも、その自 治会もしなければいけないんですけれども、自治会だけではいろんな面で無理 なこともあります。今でも、社会福祉とかいろんなことで、町行政に地域の自 治会に携わってもらっておるんですけれども、いろんな情報とか多くの知恵を 持っておられる町の行政のいろんな面でのさらなるサポートが欠かせないんじ やないかと、たくさんの住民の方がおられて、発展というんですか、全然その 衰退というんですか、人口減ると、そういう心配のない地域もありますけれど も、人口というんですか、住民の方が減って、将来そのいろんな村の行事とか にも支障を来すような心配のあるところには、さらなるサポートを考えていた だきたいと思うんですけれども、そのあたりのご見解をお尋ねいたします。

地域振興課長 各地域自治会での安全・安心な魅力ある地域づくり、自治会づくりに対する行政のサポートということでございますけれども、まず、それぞれの自治会、地域での、地域で一体何をどのようにしていくのかというような、地域での合意 形成というのはまずされる必要があろうかと思います。

> その中では、今年度から取り組んでいただいております自律(立)のまちづくり交付金事業、ここで地域づくり委員会などもつくっていただいております。 そういった中で、まず検討をいただければと思います。

> その中では、そういった地域づくりに関する専門家をアドバイザーとして招聘されるとか、そういった経費も対象となりますので、その辺も活用いただければと思います。同様のメニューにつきましては、兵庫県でも地域づくり活動応援事業、いわゆるパワーアップ事業と言われておりますけれども、こういったメニューもございます。そういった中で、地域での課題、それからそれに対する取り組みというのをまず決めていただいて、それぞれの取り組みに対する進

め方というのは、各部署、役場の中でも担当がおりますので、そこでご相談いただければ、それに対するまた補助制度があるのかないのか、また、それぞれの取り組みに対する進め方のアドバイスというのは、役場の職員でもできるのではないかと思っております。

それから、またご質問にありますような事業に関する国とか県の取り組みというんですか、情報などが出てきましたら、また逐次各自治会にも情報は提供していきたいというふうに考えております。

牛尾雅一議員 今、答弁いただきましたように、是非そのようにしていただくことをお願いい たしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、学校のプールについてということでございまして、私たちが小学生のころと違いまして、今の子どもたちはプールでしか泳ぐことができません。暑い中、楽しみにプールにやってきて、泳げずに帰らなければならないときの心情は察して余りあるものがございます。

近年、町内の高岡小学校のプールにおいて、アオミドロなどの藻の繁殖などの影響か、また何らかの原因で、プールの水が緑色になって使用ができなかったときがあったとお聞きしましたが、どのような状態であったのか、また、他の町内の学校でそのようなことがなかったのかについて、お尋ねいたします。

学校教育課長 高岡小学校におきましては、近年、プールに藻が発生しやすいような状況にございまして、薬品の投入、それから清掃作業の実施などにより、プール管理を 行ってきております。

藻が発生する要因としましては、水中の残留塩素濃度の低下、それから、プールの水の水温上昇、それから、プールの水の静止、水が余り攪拌されないというようなこと、それから、降雨などが考えられます。

高岡小学校でプールが使用できなかったということですけれども、昨年8月の地区水泳の最終日に藻などによる水質不良で使用中止にしたことがございました。ほかの小学校におきましても、福崎小学校、田原小学校におきましても、地区水泳の最終、8月の気温がかなり高くなったようなときには、同じような理由で使用中止にしたことがあるということも聞いております。

牛尾雅一議員 藻の発生ということで、そういうことがあったということでございます。

小学校というんですか、先生方がプールの管理ということに携わってもらっていると思うんですけれども、そのプール管理が非常に複雑というようなことを聞きます。プール管理に関するその先生方の講習会というようなものを、どのような形で行われておるのかについて、お尋ねいたします。

学校教育課長 プールの管理につきましては、学校の体育担当の教員がプールの管理者という ような担当をしております。このプール担当教員が、学校の教員を対象にプー ル管理の方法について説明会といいますか、講習を開催いたしまして、プール の適正管理に努めております。

日常の管理に当たりましては、当番職員が決められておりまして、天候、気温、水温、pH、残留塩素濃度、プールに入った人数、塩素剤の投入量、また浄化機械の稼働状況などをチェックしまして、日誌に記入しておるような状況でございます。

牛尾雅一議員 聞いたところの話なんですけれども、先生方というのは、転勤するたびに塩素剤の種類とか塩素注入の装置が各学校によって違っているというようなことがあって、戸惑っておられるというようなことをよく聞くんでございますが、そのあたりは福崎町のプールは同じような設備というんですか、装置なのでしょうか。

学校教育課長 仕組みとしましては、ほぼ同じになっておりますけれども、ろ過装置等はそれ ぞれの学校によりまして違いますので、取扱方法というのは若干変わってこよ うかと思います。

> プールにつきましては、プールの底から水を抜きまして、ろ過装置を通過させ、 またプールの上のほうに戻すというような状況で、ろ過を行っております。

また、ろ過をした際に塩素剤を注入しまして、プールの水の塩素濃度を調整するというような仕組みでございまして、それぞれの学校でこの担当教員からそれぞれの教員が指導を受けて、その日常管理等も行っているという状況でございます。

- 牛尾雅一議員 毎日の管理をしていただくのでございますけれども、子どもたちが遊泳というんですか、泳いだ後、その翌朝まで大変長時間になります。またそのときに、残留塩素の低下ということがございましたら、一般の細菌が著しく繁殖するというようなことも認められておりますので、夜間の水質管理というものは、どのようにされているのか、お尋ねいたします。
- 学校教育課長 まず、日常点検につきましては、朝、使用する前に点検をし、それから、昼過 ぎに同じように塩素濃度などを測定する点検というのを行っております。

それから、夜間等につきまして、塩素濃度は上がるというようなおそれがある場合は、それ用の薬剤を投入するというようなこともございまして、プールの残留塩素濃度については、一定の濃度以上に保つような取り組みをしております。

- 牛尾雅一議員 そういうふうにしていただいてるんですけれども、どういうわけかちょっと藻が発生することがあるということでございますので、そういうことも兼ねまして、定期的な検査というんですか、プールの水を採取していただいたり、それによる分析などというふうなこともしていただいていると思うんですが、それについてはどのような頻度でされているのか、お尋ねいたします。
- 学校教育課長 日常点検におきましては、残留塩素濃度を測っております。それではなくて、 学校薬剤師によりまして、年に1回、プールの水質分析を行っております。そ こでは、気温、水温、濁度、残留塩素濃度に加えまして、大腸菌であったり、 p H というようなものも測定しております。
- 牛尾雅一議員 プールの利用に関しては、そういう塩素を注入していただいて、結局子どもたちがよく泳ぐ、プールの中を泳ぎ回って水を攪拌、よくその水と塩素がまざるというんですか、そういうふうにすることによって、菌、薬の発生、そんなものも防げると思うんですけれども、プールの利用を工夫していただくとか、またそういうことがないようにしていただきたいと思います。

る過器というものが、そういった不純物を取り除くのに、なくてはならないものですし、ろ過器を最大限に活用をされて、当然されておるんですけれども、 る過器の、砂が入っていると思うんですけれども、そういう砂とか、ろ過器の 性能というんですか、ろ過器の異常というんですか、そういう点検はどのような頻度でされておりますか。

- 学校教育課長 ろ過器につきましては、シーズン前にその施設等の点検を行いまして、正常に動くことを確認した後、ろ過器の稼働をしております。その後特に何か問題がありましたら、その維持管理を委託している業者にその異常内容等を点検してもらって、その対策をとっております。
- 牛尾雅一議員 万全の対策をとっていただいて、その水温が30度以上になったというんですか、そういうふうなときは、約2時間ごとに残留塩素のチェックが必要というふうな文献もございますので、そういうことも踏まえていただきまして、非常

に水温が高い、また雨が降って塩素の濃度が下がるとか、そういうふうなときは、特に気をつけていただきまして、子どもたちが安全に、そして楽しみにしている水泳が必ずできるように、万全の体制、また管理のほうをお願いいたしまして、私の次の質問に移らせていただきます。

前回質問その後ということでございまして、前回の12月議会におきまして、 学校を巡回いたしまして、感じたことで、町内の小中学校の校舎において、床 の傷み、汚れや雨漏りによる壁の汚れ、また計画的にトイレの早急な洋式化な ども必要じゃないのかとかいうことも思いました。そして大きな費用をかけず に修繕できることをしていただくことは、子どもたちの豊かな感性を育む教育 というんですか、育むためにも必要ではないのかと、質問をいたしましたけれ ども、平成26年度当初予算を有効に活用され、どのような、どれだけの効果 を図ろうとされているのか、お尋ねいたします。

- 学校教育課長 平成26年度におきましては、今、議員ご指摘のございました床の再塗装、特にひどいところにつきましては、床の再塗装を行ったり、雨漏りの修繕、それから給食用エレベータの修繕など、緊急性の高いもの、また、学校からの要求度の高いものを考慮し、優先順位をつけて対応をしていきたいと考えております。
- 牛尾雅一議員 たくさん、不備というんですか、悪いところがあっても、それは限られた財源というか、予算ですので、よくわかるのですけれども、町内の学校施設が老朽化しているということもありまして、子どもたちが安全な教育環境の中で学校生活が送れることを求めますけれども、教育長、町長、副町長のご見解をお尋ねいたします。
- 教育長学んでよかった福崎町、学ばせてよかった福崎町、支えてよかった福崎町、 勤めてよかった福崎町の学校づくりを、財政当局の支援をいただきながら、これからも継続してまいります。
- 町 長 福崎町は大きな目標で総合プランを立てておりますし、そしてそれに基づきま して年度を中心に今は参画と協働のまちづくりということを基本に据えまして、 4本柱で頑張っているわけでございます。

私たち地方自治体に勤務するものは、町民の皆さんのさまざまな切実な要求に応えて、それにしっかり応えていこうということでございますので、議員さんが言われましたように、安全・安心のまちづくりも大切な町民さんの願いでもありますから、その期待に応えて頑張ろうと思っております。

副 町 長 総体的には今町長が答弁申されました。個別的には少子高齢、人口減少時代 を迎えまして、学校施設等公共施設については、各省庁から長寿命化計画の策 定といったような対応をしていくとの方向が示されているところであります。

学校教育課長が申しましたように、この長寿命化計画を策定し、その整備計画に応じた形の中で計画対応という事柄でありますけれども、必要に応じては緊急対応といったような事柄も出てまいると思います。そのときは緊急対応としての財政出動、これはそれぞれの形の中で対応していきたいというように思っております。

牛尾雅一議員 今、ありがたいご答弁もいただきました。私は、福崎町の子どもたちのために 最善を尽くしていただくことを求めまして、私の一般質問を終わります。

議 長以上で、牛尾雅一議員の一般質問を終わります。

次、4番目の通告者は宮内富夫議員であります。

- 1. 福崎町における農業行政の取組みは
- 2. もちむぎ食品センターについて

以上、宮内富夫議員。

宮内富夫議員 議長ご案内により、議席番号1番宮内富夫、一般質問をさせていただきます。 その前に、まことに申しわけないんですけども、これは通告をしていなかった んですけども、今、牛尾議員から質問がありました農振農用地をもっと緩和し て人口を増やすようなことが、いかがなものかというようなことがありまして、 私は農業を守るという立場で今から質問するわけでございますが、その前に私 の考え方を少し述べてみたいと、このように思います。

福崎町は昭和46年3月ですか、都市計画法が施行されたと、このように私は認識しております。その場合、都市計画法においては、市街化区域、市街化調整区域と分かれておりまして、市街化区域の中には住宅を増やすとか、商業地域とか住居地域とか、いろいろな地域に分かれて、そこで都市形成をしていくと、こういうようなことで福崎町は都市計画法が施行され、それ以外のところでは、市街化調整区域ということでございまして、その中に農振区域があります。

そして、優良農地として、農振農用区域があります。今、牛尾議員が質問されましたところは農振農用区域ということは、優良農地で、農業を守っていく、ここで農業をしていくと、こういうことでございます。そこにおいて住宅等を建てられますと、乱開発につながっていくということではないでしょうか。私はこのように考えます。

あくまでも農業を守る、農業を維持していく、継続させていくということに対しては、農振農用地はできる限り農業をする場所としておいてもらいたいと、このような観点で、今通告にないことを言っているわけでございますが、質問は農業を守り、農業をどうするか、いうことでございます。今、私が質問したことに対して、誰か答弁してやろうかなというような方がありましたら、お願いをしたいんですけど、なければ結構です。

- 農林振興課長 当然、我々農業担当からしますと、今、議員さんが言われたとおりのことでございます。農振農用地につきましては、先ほども答弁させていただきましたように、農地を守るというような、地域におきまして、法律によって定められておりますので、やはり、そういったところにつきましては、当然守っていくという信念で行政を進めさせていただいているところでございます。
- 宮内富夫議員 ありがとうございました。では、質問に入っていきたいと、このように思いま す。

農業行政は、目まぐるしく変わる例えを持って、猫の目行政とよく言われます。 今回の農業行政の改革は、いつもと違いを感じております。自民党政権、安倍 内閣は、第3回産業力会議において、2013年2月26日、TPP協定にお いての議題で、農業成長輸出産業への育成要旨を守りの農業から攻めの農業に 転換していく大きな決意を今するべきではないか、それを実現していくための 農業改革に対して、長期にわたり支援が必要であるとの意見が出されています。

このような議論を踏まえて、農業を企業的経営による自立と魅力ある産業として育成し、国際的な成長産業へと位置づけ、これから将来に向けて農業改革が打ち出されています。

農林水産省は、我が国の農業は農業従事者の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の拡大など、課題もあり、構造改革をさらに加速化させていかなければなりません。このため、農林水産業地域活力プランを取りまとめ、農業を足腰の強い産業としていくための産業政策と、農業、農村の有する多面的機能の維持発展を図るための地域政策を両輪として推進し、関係者が一体となって課題の解決

に取り組むとしております。

具体的には、1として、産業政策として農地の有効利用、経営の効率化を進め、担い手への利用集積、集約化を加速させるために、農地中間管理機構の制度化を行う。目標として10年後には8割が担い手に集積すると、こういうことでございます。

2として、経営所得安定対策について、構造改革にそぐわない米の直接支払交付金や米価変動補填交付金などを、行程を明らかにして廃止していく。米の10アール当たり1万5,000円から、26年度からは7,500円になったという、この政策であろうかと思います。

3番目として、主要用米偏重ではなくて、需要のある作物の生産を振興し、自 らの判断で作物を選択する状況を実現していく行政による生産目標の配分に頼 らずとも、需要に応じた主食米生産が行われるような環境整備、目標として 5 年後に生産配分はなしということで、自主的に農家が米をつくっていくと、こ ういうことであります。

そして、地域政策として、4番目でございますが、農業、農村の持つ多面的機能の発揮に対しては、日本型直接支払い、このときには多面的機能支払いとか、中山間地とか、環境農業ですか、そのようなことが含まれておりますが、福崎町では多面的機能支払いと、これが主かと思います。この支払いに対しましては、集落コミュニティの共同管理などにより、農地が農地として維持され、将来にわたって多面的機能が十分に発揮されることを確保するとともに、規模拡大に取り組み、担い手の負担を軽減する、いうことでございます。

このような四つの改革を推し進めるとしております。このような改革が進む中で、福崎町は今から将来へと取り組んでいかなければならない、こういうことで質問させてもらいます。

今、述べましたことは、この新たな農業農村生活が始まらす四つの改革ということで、24年12月、農林水産省が出しておりますパンフレットに詳しく載っておりまして、このパンフレットでは、なぜこの四つの改革が必要だったのかという背景から、問題点、そして、このように取り組んでいくと、こういうことでございます。

さて、産業政策としての、1番目の農地の有効利用でありますが、集積集約するには、まず基本となる人・農地プランについてお聞きしていきたいと、5年後、10年後を見据えて、集落もしくは地域単位で集落地区内の農地は将来どのように維持するのか、誰が耕作するのか、担い手は誰なのかを描くプランであります。進捗状況はどのようになっているのでしょうか。

農林振興課長 水田農業の基本となります、今言われました人・農地プランの進捗につきましてですけれども、人・農地プランの進捗状況につきましては、現在4集落が作成し、取り組みがされているところでございます。

また、4集落が検討中でありまして、3月中での作成を予定しているところで ございます。

- 宮内富夫議員 農業施策を考える上で、人・農地プランは重要であります。今言われましたように。26年度予算では審議委員の報酬でわずかありましたが、取り組みなどにおいての相談、指導、助言等も必要であろうと考えますが、そのような手立はどうなっているのでしょうか。
- 農林振興課長 当然、今言われましたように、そういった方々によりまして審査等していただきまして、新しい集落等におきますプランにつきましての推進を行っていきたいと思っております。

宮内富夫議員 非常に重要な施策でありまして、職員の方に夜、相談したいから出てきてくれ とか、そういうことの人件費等の予算化も必要かなと、このように思っていた んですけれども、福崎町の職員の方は、なかなかボランティア精神が旺盛なの で、ある程度ボランティアでというような形で出ていただけるのかなと、この ように思いますが、やはり集落の中へまで入っていって、相談とか指導とか、 やってもらいたいと思いますので、そこらのとこは担当者に十分ご理解をして やっていただきたいと、このように思いますので、よろしくお願いを申してお きます。

> 8 集落が取り組みとか、作成済みでございますが、残りの集落において、今後 の見込みはどのようになっているのか、また、進まないハードルはどのような ことがあるのかということを考えられますか。

- 農林振興課長 今言いましたように4集落が今年度中での見込みという状況でございます。あ と残りについてどうかと言われますと、当然今言われましたように職員が農協、 また普及センター等と連携を図りながら、説明等に回ったりしております。や はり各集落での温度差というものがございますので、引き続き推進に回ってい きたいと考えております。
- 宮内富夫議員 一つの私の考える要素といたしまして、自分が声を上げれば自分がつくらなければならないという責任を全部そこへ、1人のところへ押しつけられるというような方がまたいらっしゃるのではないかというようなことで、そこらはやっぱり村の集落のことを考えて、農地をどうしていくかということですので、その辺を十分また推進されるときには、全体のことなんだということで、考えてもらっていただきたいと、このように推進をしてもらいたいと、このように思います。

自分がつくれば自分が責任者になるという風習があっては、押しつけられては、 誰も手をあげてつくらないというようなことになりますので、そこらあたりは よく話し合っていただきたいとこのように思います。

続いて、8集落でございますが、人・農地プランができれば、出し手と受け手が明確になるわけでございますが、今回から始まる農地中間管理機構への委託、受託となってくるわけですが、改めて農地中間管理機構とはどのような機構か、説明をお願いしたいんですけれども。

- 農林振興課長 農地中間管理機構の業務でございますけれども、主には農地銀行ということで、 農地の貸し借りについて、中間的な業務を行うところでございます。安全・安 心な農地を、借り手、貸し手が安心に耕作できる権利を有するということで、 農家の皆様もそうですし、受け手につきましても安全・安心な農地をつくる、 耕作できるというような、中間的な役割を担っているものでございます。
- 宮内富夫議員 農地中間管理機構といいましたら、都道府県に一つということがパンフレット に載っていたわけでございます。兵庫県はみどり公社が行うということでござ いますが、当然みどり公社が兵庫県全域をできません。市町村へその業務委託 がおりてくると思うんですけれども、町行政の役割とその運営等につきまして は、誰が担うんでしょうか。
- 農林振興課長 運用につきましては、今議員さんも言われましたように、兵庫県におきまして は兵庫みどり公社が運営主体となるというようなことが、兵庫県で決まったと いうことでございます。人・農地プランの作成主体であります市町につきまし て、当然密接な連携が必要不可欠ということになります。

ほとんどの場合、管理機構の業務につきましては市町村に委託されるという方 針になっておりますので、当然市町が作成してまいります農地利用配分計画と いう原案を市町が行うということになろうかと思います。

- 宮内富夫議員 これでまた農業担当者の仕事が増えると、このようになろうかと思うんですけ ども、農地の遺贈ということに関係してきましたら、この遺贈には農業委員会 が決定等を行っておるわけでございます。農業委員会は行政委員会であります。 そのようなことに対する兼ね合いはどのようになるんでしょうか。
- 農林振興課長 当然、農業委員会の協力も必要ということになってきます。町といたしましては、先ほど言いました農地利用配分計画の作成につきまして、いろんな農地情報を持っている農業委員会の協力を得ながら、農業委員会と連携して、耕作放棄地への強化、また農地台帳の電子化や農地地図システムの整備も図っていきたいと考えているところでございます。
- 宮内富夫議員 農地中間管理機構にしましたら、農地台帳というのも予算で上がっていたかなと、このように考えますので、同じ庁舎の中でいらっしゃいますので、よく連携を取り合って、できるだけ事務等がスムーズに行くようにお願いしたいんですけども、まだ26年度からということでございますので、ここ3カ月、半年ほどは、そう動かないかなと思いますので、そこらあたりまでよく策を練っていただきまして、農地の出し手、受け手が明確にわかって、安心して農家の方が出し手となれるように、また、受け手の方も責任を持って耕作していただくというような組織、制度化をお願いしていきたいと、このように思います。

今、農地中間管理機構は、農地の集積を基本的な施策と考えている国と、福崎 町が目指す農業施策との間には、乖離はないのでしょうか。

農林振興課長 国の施策と福崎町の目指す農業、現在、福崎町では地域の農業者で地域の農業 を守るため、地域農業の将来の話し合っていただき、言われております、人・ 農地プランによりまして、農地を集積するということでございます。

その反面また兼業農家や高齢農家、そういった方々を含む家族農家ということで、そういった家族農家が多いわけでございますけれども、そういった家族農家におきましても、食料生産には欠かせない生産者でございます。そんな農家の意向も考えながら、進めなくてはならないと考えております。

- 宮内富夫議員 町長にちょっとお尋ねをしたいんですけども、国の施策では農地を集積すると、 大型化、いうようなことをうたっていて、その方向で行政は進んでいるわけで ございますが、町長も農業者の1人として、この農業を集積して大型化してい くということに対しては、町長はどのようなお考えを持っておられるのでしょ うか。

ですから、今打ち出している農業施策というのは、やはり昔からとられてきた、 農民は生かさず殺さずの政策が推し進められているというわけと思っています。 しかし、そんな中でも、農家は生きていかなければなりませんから、そういう 中で、利用できることは国の施策を十分活用しながら、しかし一定の抵抗も試 みながら、施策を考えていくということが大事ではないかと思っております。

一番農業、この集積を手始めにやってきたのは、行く行くはそれを工業用地、

あるいは工業、いわゆる85%のために農地も国土も使いたいという要望が、要求が、その中には私は隠されているというふうに思っているわけです。それだけに農家の皆さん、私たち農業をしているものについては、そういう意図も十分見抜きながら、対応を立てていかなければならない。

先ほど井上課長が、家族農業、小農家も、やはり視野に入れなければいけないというふうに言われたのは、一つの見識ではないかと思っております。何よりも、今の食糧自給率は40%を切っているわけです。国は50%に引き上げようというふうには、言葉の上では言っておりますけれども、全然そういう施策を講じようという意図は、私は感じられないということであります。

そういった意味では、50%にしようというふうに国も言っているわけですから、その50%の自給率を高めるために大事かというふうに思っているわけです。

なぜ私がTPPに参加することに抵抗を感ずるかというと、これは国際政治を十分見なければなりません。アフリカや低開発国では、食糧の自給に困って、今なお飢えているというところがあるわけです。関税を自由化して、世界の穀物市場が日本へ日本へ流れてくるということは、それはアフリカやそういう低開発国へ金もうけのためには全然送りませんよということの意図でありまして、それが結果として送られてきて、日本の飽食の状態が続いていくと、コンビニやそういうところではあり余ったのが廃棄処分にされていくというふうになりますと、これはアフリカやそういう低開発国の人々の飢えに全然貢献しない。日本はむしろその反対に、むしろどんどんつくってそちらに供給するというふうに、自給率を本当は100%ぐらいにして、そのあり余ったというんでしょうか、豊かな農産物を東南アジアやアフリカへ、援助物資として送っていくという、そういう施策を講じてこそ、真の農業のための農業施策と思っております。

ですから、今国がどんどん出してきておる政策については、私自身は半信半疑でありまして、これをやれば必ず福崎の農業は前に進むというふうには、なかなか自信が持てないというのが実感でございます。

長 一般質問の途中ですが、しばらく休憩をいたします。

再開時刻は13時といたします。

 \Diamond

休憩 午前11時58分 再開 午後 1時00分

 \Diamond

議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

宮内富夫議員 昼前に町長から農業の国際的なこと、国内的なこと、また福崎町のこと、いろいろお聞かせいただきまして、TPPに関しましても、もう日本は締結のほうへ進んでいるようなことかなと、このように感じるわけでございますが、今、大型化しなければならない、いうことで、60キロ当たりの生産単価が1万5,000円というところを、6割にして9,000円ほどにすると、これも今産業政策として一つの方向性を国は打ち出しております。やはり大型化してスケールメリットをしなければならないいうのも一つありますが、福崎町の農業の現状見ましても、やはり後継者、担い手不足いうことで、多くの放棄地が今あるように思います。

このような中で、やはり担い手とか、そういう方がやっていただけるいうようなことでございます。農業の後継者、担い手がなぜないんだと言われれば、私

たちの親が、農業だけはするなよと、工業とか商業に行けよと、こういうことでほとんどの方が大きくされたわけでございまして、なかなか我々も子どもに農業を継げというようなことは言えないような現状かと、このように思っております。

そのようなことを打破するのには、やはりやっていただく方、そういう意欲を持っておられる方、新規就農者等々を見つけていかなければならないかと、このように私も思いますし、町長が言われました、やはり個人の持ち物ですから、家庭で、個人で、その田畑を守っていくいうのも一つの大きな柱かと、このように思います。

非常にいい意見を聞かせていただきまして、ありがとうございました。ちょっと私とその考え方に幾らか違いもあるかなと、このように思います。

さて、産業政策として、もう一つ、6次産業化を今、国も目指しているわけで ございます。自前の作物による加工販売は特産品づくりにも反映してこようか なということでございます。

当町における6次産業化に取り組んでいる事例、そしてどのような商品が開発 されているのか、説明をお願いします。

農林振興課長 福崎町の6次産業化についてでございますけれども、福崎町では、第1次には 特産品のもち麦がございます。平成26年度産もち麦の作付状況につきまして は25ヘクタールで作付につきまして9名の方々が携わっておられます。

> また、食品センターを初め、加工グループの育成や商品開発に取り組んでいる ところでございます。

> 第2の特産品といたしまして、ツノナスがございますけれども、ツノナスにつきましては販路拡大、高付加価値化も視野に入れながら、取り組んでいるところでございます。

それとまた、株式会社八千種営農様におきましては、奈良漬けやそばを加工して販売する取り組みもされているところでございます。

- 宮内富夫議員 当町も道の駅いうのも計画にあるわけでございます。この福崎町の持っております資源などを利用して、特色のある6次産業化を一層進めていくために、新たなニーズの創出とか育成はどのように考えられますか。
- 農林振興課長 今後地域の6次産業化につきましては、農業のみならず、食品加工や観光、その他さまざまな業種が連携することによりまして、地域産業への波及効果が期待されております。また、新たな産業の創造や、雇用の創出が導かれ、地域の活性化につながっていくと考えられます。

そのためにも、農業生産と加工販売の一体化や、地域資源を活用した新たな産業を促進する取り組みが必要であると思っております。

宮内富夫議員 福崎町にも食品加工会社も幾らかあると思いますので、そういう方と農業者と、 またドッキングするような、また話し合いをまず持てるような環境づくりの整 備をお願いしたいと、このように思います。

さて、次でございますが、所得安定対策の見直しも、今回の改革に含まれています。自立のできる農業経営が求められ、足腰の強い農業経営者を育てる手立には、新規就農者、認定農業者の育成が課題かなと、このように思うわけでございます。当町の新規就農者、認定農業者の状況はどのようになっているでしょうか。

農林振興課長 新規就農者は、平成25年度におきまして1名が育っているところでございます。平成26年度におきましても、1名の新規就農者を認定する予定で推進を しているところでございます。 認定農業者につきましては、平成25年度では13人と1組織という状況でございます。26年度で2組織が認定される予定となっているところでございます。

- 宮内富夫議員 新規就農者も1名1名とふえてきているということは大変ありがたいことかなと、このように思うわけでございます。福崎町、農振農用地区域が23集落か幾らかわかりませんが、23人できれば1集落に1人と、このようになりますので、徐々にふやしていっていただきたいし、定年退職後の方で、元気な方にまた認定農業者となっていただきまして、もう一度農業に頑張っていただきたいと、このようなことで、農業をやっていただけるという方を掘り起こしてもらいたいと、このように私は願っているわけでございますが、なかなかこの担い手というのは育たないということでございます。その大きな役割も果たしているのが集落営農かなと、このように思うわけでございますが、この集落営農に関しまして、組織化を考えているようなところとか、また、特定農業団体の法人化いうことがあろうかと思いますが、このようなことはどのように進んでいるのでしょうか。
- 農林振興課長 営農組織、営農組合につきましては、平成25年度に1営農が組織化されまして、現在16組織になりました。

特定団体につきましては、5団体のうち、平成26年1月に1団体が法人化し、 法人は2団体となりました。26年度におきましては、1団体の法人化が予定 されているところでございます。

宮内富夫議員 ありがとうございました。このように、担い手ができないところは集落組織をすると、個人的な、個人で担い手はないところは集落営農を進めていくとか、こういうことはやはり一番初めに質問いたしました人・農地プランに結びついてくると、このように思いますので、農業を守れば、福崎町の景観も守れる。そして、災害も少なくなるとか、いろんな多面的な機能がありますので、何分力を入れていただきたいと、このように願うわけでございます。

それと、土地利用型農業、米とか麦なんかをつくるのは。このような農業では設備投資も大きく、新規就農、集落営農の立ち上げなど、難しい面もあります。国の農業施策を見ると、新規就農者、大型農業者、組織化した集落営農、他業種からの参入などと、こう思われますが、将来行政における生産目標配分もなくなり、経営体による自主生産がうたわれています。このような現状を踏まえて、当町の担い手、今聞いたようになるわけでございますが、どのようにお考えになっておられるのかなということです、特に生産目標等につきまして。

- 農林振興課長 各集落や各個人農家におきまして、将来の農業をどうしていくのか、昔からのように田んぼは長男に任せるのか、また誰かがUターンして田んぼをつくるのかというようなことを考える中で、やる気のある農家探し、それから、先ほど言われてましたように、青年等の新規就農者がふえるようなサポートをしていきたいと考えております。
- 宮内富夫議員 頑張ってください。

次に、地域政策としての取り組みを、お尋ねしたいということでございます。 この施策の背景と必要性について、農業農村は国土保全、水源のかん養、景観 形成の多面的な機能を有しており、その利益は国民全体が享受しているという ことでございます。

近年、農村地域の高齢化、人口減少により、地域の共同活動によって多面的機能が支えられていたが、支障が生じ始めてきているのが現状でございます。共同活動の困難化に伴い、水路、農道など、地域資源の維持管理が担い手への負

担を増大し、担い手の規模拡大が阻害される懸念がある。このため、農業を強くしていく産業政策と車の両輪をなす地域政策として、農業農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農継続に対する支援を行い、多面的機能が適切に発揮され、担い手への育成構造改革として創設されました。

これは全国農業会議所のパンフレットに載っていたわけでございますが、福崎町として、地域政策としては、日本型直接支払制度と中山間地直接支払制度と環境保全型農業直接支援がありますが、日本型直接支払いの多面的機能支払いで規模拡大に取り組む担い手への負担を軽減する取り組みをしている事例はあるのでしょうか。

- 農林振興課長 担い手への負担を軽減する取り組みにつきましては、農地・水保全管理支払いの交付金制度が該当すると思っております。平成25年度におきましては、農地、水路、道路の草刈り等を行う共同活動に21組織、施設の長寿命化を図る活動の向上活動には16組織が参加され、各集落内の農地保全に努められているところでございます。
- 宮内富夫議員 今これから言えば、今までは村でやっていこうということに対して、次からは 農地を集積するに当たって、俗に言う溝普請とか道普請、そういうのが、担い 手にすれば、個人的な担い手になれば、そういう方に大きな負担がかかるとい うことで、農家全体で、村全体でやってくださいというのが今回のこの直接払 い制度かなと思うんですけども、そこを十分今度説明されるときに理解をして いただかないと、村の中で、農業をだんだんやめられれば、そういう作業にだ んだん参加されないというような現象も起きてこようかと、このように思うわ けです。

だから、この制度で十分この機能を活かしてもらいたい。このような方向性を強く出してもらいたいというのが、今回質問している私の趣旨なんですけれども、その点は近いうちにこの説明会があると思いますが、この趣旨を十分踏まえて説明していただけるものなのでしょうか。

農林振興課長 今言いました農地・水環境管理支払いの直接支払い制度でございますけれども、 26年度におきましては、先ほど言いました二つの制度から三つの制度に変わってまいります。そういった中におきましても、先ほども言われておりましたけれども、非農家の方の参加が今義務づけられておりますけれども、一つの制度におきましては、農家だけでも実施ができるというような制度にもなってきます

これから、当然説明会も開催させていただくわけでございますけれども、まだまだちょっと中身の精査ができていない部分、また県や国からの説明会もまだ控えております。当然それが済み次第、地元の方々には説明会をさせていただいて、言われましたような内容につきましても、検討しながら説明をさせていただきたいと思っております。

- 宮内富夫議員 この制度を利用することによって、三つから成り立っていくということでございますが、資源向上支払いの長寿命化については、土木技術も必要になってこようかと、このように思います。各集落における農地等の地域資源に係る喫緊の課題に適切なアドバイスができる職員の確保と育成が必要かと、このように思うわけですが、その方策等については、どのように考えておられるのでしょうか。
- 農林振興課長 福崎町におきましては、現在、農業関係の専門技術的な職員はおりません。農協の営農指導員や県の農業改良普及センターの職員につきましては、農業技術専門の職員でございますので、そういった農協の職員、また県の普及センター

の職員に相談をし、指導や研修を受けながら、人材育成等も進めていきたいと 思っております。

- 宮内富夫議員 私がお願いしているのは、農業土木ということで、どのように考えられるのかなということでございます。溝とか農道をせっかく整備するに当たり、もうちょっとこのように工夫されるほうがいいんじゃないですか、ちょっとこのほうにするほうが水がよく流れるんではないですかとか、そのようなアドバイスをする技術者を養成できたらなと、このように思うわけでございますが。
- 副 町 長 農業土木の育成には、職員研修等を含めまして、自己研修を含めまして、時間がかかってまいります。本年採用する職員の中で、農業土木を専門とする職員が1名おります。しかしながら、新任職員でありますので、これら等を育成するには若干時間がかかるという事柄であります。
- 宮内富夫議員 当然、工業土木、農業土木というような形になってこようかと思います。このようにほうぼうで、多少小さな工事ですけども、やられますので、ことし1名新入職員が入ってきて、勉強させて、現場でOJTですか、農家、地域の方々と一緒に勉強していただいて、早く一人前になっていただきたいと、このように思いますので、幹部の方のご理解をお願いしたいと、このように思います。

それと、農業者ニーズも多様化し、高度化に伴い、国、県も多岐にわたる農業施策、農地中間管理機構、6次産業化、食育などが打ち出されていますが、これに対応できる職員の人材育成はどのようなお考えですか。

- 農林振興課長 平成26年度におきましては、言われておりますように、農業施策が大きく変わってまいります。そういうことから、国や県全体、また各県民局におきまして、法律改正の説明会、また、研修会が多々行われると考えております。農林関係の全職員がそういった研修会等に参加し、意見交換等を行いまして、より知識の向上に努めてまいりたいと思っております。
- 宮内富夫議員 あと、福崎町が行っている、自律(立)のまちづくりがあります。これの発表 会が過日行われました。農業の多面的機能を活かした取り組み、また農村文化 における地域交流は図れていたのでしょうか。
- 地域振興課長 25年度で取り組みをいただきました自律(立)のまちづくり事業の中での、こういった農業を通じた地域交流ということでございましょうか。25年度で31集落が取り組まれておりますけれども、そういった中では、例えば里山整備ということで、竹を全部切って粉状にしたものを肥料化して農地に戻すというような取り組みをされているところもありますし、景観作物、コスモスですとかそば、こういったものを利用したイベントをされているところが5集落ほどございます。また、食育も絡めた中で、例えばサツマイモを栽培して、その収穫と合わせたイベントをされたようなところもございますので、31のうちでは7集落ぐらいがそういった取り組みをされているという内容でございます。
- 宮内富夫議員 幾らかというんですか、たくさんというんですか、わかりませんが、その価値は、7集落ということで、コスモスまつりをされたり、いろんなことがされておりまして、そこで一緒に食事したとかということで、中には村のお宮とかお寺とか、村の歴史を知ろうと、農村文化を勉強していこうとか、いろんなことがありまして、この自律(立)のまちづくりも、私は農業ということに対して、農業・農村ということに対しては、非常に結びつきが深いと、このように感じるわけなんですけども、今からこの農業と自律(立)のまちづくりをしていくのに、両方リンクさせていくというような方向性も、私は見出してもいいのではないかと、このように考えるわけなんですけども、そういうことに対しては、どのような見解をお持ちなのかなと、このように思うわけなんですけど。

- 地域振興課長 ご質問にありますように、農業ですとか、そういった文化的な資源ですとか、 そういったものを当然活用した中で、そういった地域のつながりというんです か、そういったものを高めていくということは非常にいいことかと思いますが、 あくまでこれは、各自治会が自主的に相談をされた中で事業については検討し ていただくということにしておりますので、それはもう自治会の判断になろう かと思っています。
- 宮内富夫議員 そうですね。自分たちの村、自分たちの組織で考えてやっていくということですので、こういうことがありまして、事例にはこういうのがありましたというようなことをもっとPRしていただければなと、特に農村文化というのは今大きく変わろうとしておりますし、今まで長い間培ってきた各集落の伝統文化というのが崩れかけているのかなと、このような気配もありますので、そういうところもまた掘り起こしというのも、また一つの方法かなということで、PR等をお願いしたいということでございます。

次に、道の駅事業が進む中で、特産品づくりがあります。前にお聞きしましたが。今回の所得安定対策の中で、産地資金の内容が見直されるとのことですが、 当町に適する内容であってほしい、その対応はどのように考えられているのか。

農林振興課長 平成25年度の産地資金につきましては、平成26年度から産地交付金と名前が、名称が変わります。内容で大きく変わった点につきましては、町による水田フル活用ビジョンの作成が必須条件になったことでございます。そのビジョンにつきまして、地域の作物ごとの作付目標や、今後3年から5年間の取り組み方針を記載することになり、産地戦略枠が新設されまして、地域特産品などを生産する取り組みにおいて、3年後の取り組み面積等の目標を達成するために活用する交付金となりました。

そういったことから、当然やはり特産品産地戦略の特産品ということになりますと、やはりもち麦等を推進していくという形になろうかと思っております。

宮内富夫議員 やはり特産品は福崎町のもち麦ということになろうかと思いますので、産地づくり資金もこれを中心として形成されていくと、このように認識してよいわけでしょうか。

農林振興課長 どうしてももち麦は外せないと考えております。

宮内富夫議員 次に、農業から見る食育と地産地消のようなことは切り離せないと、このように思います。安全・安心は顔が見える生産者となってきます。26年度の当町の食育推進事業は基本理念として福崎町の特性を活かしながら、正しい食習慣を確立し、身体的、精神的、そして社会的に健康で健やかに暮らすことができる社会の実現を目指すと、このようになっておりました。

重点目標として、1、若い世代への食育力の推進、2番、肥満予防対策の取り組み強化、3番、地産地消による食育の推進、食文化の継承、4番、早寝・早起き・朝ご飯を食べよう運動の推進となっていますが、この理念と目標を達成するのに一番重要な役割を担うのは誰でしょうか。

- 農林振興課長 食育につきまして、健康で長生きするものに最も始めやすいのは食事の習慣であると、大学の先生も言われておりますけれども、家庭での食事、おかずが一番重要かと思っております。
- 宮内富夫議員 ということは、奥さんとかお母さんというような形になろうかと思いますので、 奥さんとお母さんに食育の第一人者と、このようになってもらいたいというこ とでございます。

食育推進目標に掲げられている地産地消の推進方針や推進計画はあるのでしょうか。

- 農林振興課長 地産地消の推進計画等はありませんけれども、学校給食におきます地産地消の 検討委員会を開催しております。その中で、生産者と生産調整や意見交換を行 いながら進めてまいっております。
- 宮内富夫議員 26年度予算では、芋掘り体験学習が学校の近くで行われるようになっていま したが、農業体験を通じた食育活動の取り組みはどのようになっているのでし ょうか。
- 農林振興課長農協ですか、農協と言われましたですか。
- 宮内富夫議員 26年度予算では芋掘り体験学習が学校の近くで、今までは八千種営農でされていたと思うんですけども、これが福崎小学校でしたら、資材館の隣、高岡小学校では板坂地区とか、いうように分かれてつくるような、予算化されていたのではないかと、予算書を見る限りそう思ったわけなんですけども、このようになっていますが、このような芋掘りをして、農業体験を通じた食育活動の取り組みはどのようになっているのでしょうかということなんです。
- 農林振興課長 失礼いたしました。農業体験ということでございますけれども、先ほど議員さんが言われましたように、26年度から各小学校区での体験農園ということで、各農業団体、営農組合にお願いをいたしまして、26年度におきましては、各校区の近くにある営農組織によりまして、稲作、それから芋掘り等の体験を通じて、小さいころから農業の魅力を持っていただけるように進めてまいるところでございます。
- 宮内富夫議員 教育委員会の方にお願いしたいんですけど、近くのおじいちゃん、おばあちゃんですか、とか、おっちゃん、おばちゃんが、そういう体験を通じて、小学生と仲よくなれるとか、同じように掘ったイモを食べるとかいうことで、近所の人と、地域の人と、より密着できるのではないかと、この農業体験学習が。そのように考えますので、そこらあたりは学校の先生とよく協議をしていただきまして、地域と学校のつながりをこれによって深めていきたいと、このように思うわけなんですけども、教育長、いかがなもんでしょうか。
- 教 育 長 今までは八千種営農組合 1 カ所にお願いしておったのを、先ほどの課長の答 弁にありましたように、各学校区にある営農団体のご協力を得て、足元での食 育体験学習をしていこうということでございます。それぞれの地域の人材力を 活用して、より密接な食育教育ができるように頑張ってまいります。
- 宮内富夫議員 ありがとうございます。

続きまして、もちむぎ食品センターのことが、もう時間も余りないですけども、少しお尋ねをしたいと、このように思います。このもちむぎ食品センターに合きましては、経営検討委員会というのが昨年立ち上がりまして、いろいろと検討して、大変立派な報告書いうんですか、それを出されておられます。私も念とっと見たわけなんですけども、いろんなことが書いてありまして、基本理ととか、そして経営戦略とか、経営戦術のことまで、幅広く意見が出ておりまして、中成2年の6月11日に設立いたしまして、株式が80株いうことで400万円、一株5万円です。平成6年2月22日に増資71株されておりまして、不可、一株5万円です。平成6年2月22日に増資71株されておりまして、本式が11日に増資30株、それで平成7年2月7日に増資21株、平成7年7月11日に増資173株、平成7年9月1日に増資25株、平成7年7月11日に増資200株、今合計の600株で3,000万円になったと、株式がこういうふうに増額されていったわけなんですけども、このよりに頻繁に行われたということでございますが、本来増資をするいうときにまに増資をされるんですけども、このよ

うに頻繁にされるいうことは、増資の目的がどのようなものであったのかいうのが、過去の事例でわからないかと思いますが、わからなかったら、わからないで結構なんですけども、どのような経緯、目的があったのかということをお尋ねしたいんですけども。

- 地域振興課長 ご質問の点でございますけれども、まず、設立が平成2年でございます。このときに商法が改正をされまして、最低資本金の額が株式会社1,000万円とされておったのが一つあろうかと思います。また、経営状況が余り芳しくない状態で進んでおりました。そういったところで自己資本比率が低かったということも含めて、そういった増資をしながら安定的な経営を図るために、増強していったというのが主な理由だと思っております。
- 宮内富夫議員 商法が変わって1,000万円になったということで、増資されたと、これが 平成6年ですね。それで、平成7年ごろからは経営が圧迫じゃなしに、いろん な資金不足が生じたのかなと、こういうようなことであろうかと思いますが、 そのように認識してよろしいんでしょうか。
- 地域振興課長 なかなか明確にはその辺判断できないんですけども、設立当時につきましては、 発行する株式総数を320株と設定した中でスタートをしております。平成7 年の2月には、その発行する株式総数800と増やしながら進めていっており ます。主な理由といたしましては、やはり安定的な経営を図るために資金を増 やしていったというのが大きなものかと思っております。
- 宮内富夫議員はい、わかりました。済みません、たびたび聞きまして。

それと、平成8年12月議会において、決算報告が承認されていないということでございます。平成9年10月30日に元専務が辞任されている。平成12年7月28日に株式会社もちむぎ食品センターに係る審議会が設置され諮問された。同年12月1日に答申されておりまして、経営の存続、負債整理、役員の管理監督、経営責任範囲など、いろいろと討議されていたように思います。

平成14年12月にもちむぎ食品センター再建計画が発表されまして、平成15年3月31日にT信金との間に一部負債免除、債務保証計画が成立されたということでございます。平成17年3月25日には、JAとの間に一部債務免除が成立して、平成20年12月16日、町との金銭貸借で3年据え置きの20年償還で、平成20年12月から平成21年1月にかけて、その借りたお金でM銀行とかH信用金庫とかは一部免除して完済になり、JAとT信金も完済され、もちむぎ食品センターの借入金は、町の貸付金のみとなったと、このようになっているわけでございますが、町の貸付金は据置期間後第1回の償還、約200万円が償還されるが、昨年は償還を繰り延べし、本年は600万円のところを100万円になりました。

金銭消費貸借契約で、残り40年間の返済が組まれております。企業30年説があり、償還40年はちょっと遠いのではないかということでございますが、この償還期限はどのように考えられますか。

町 長 まずは発言する機会が余りなかったので、さきの農業問題にも触れて答弁をしたいと思いますけれども、私は去年から地産地消ということで、福崎町にある宝物は、神社・仏閣、人、全てのものに光をあてて考えていくということでありました。農業問題を考えていく場合、福崎町の特性として、私は交通の便、これが一つ、そして大阪、阪神間から、姫路もひっくるめまして、比較的近いところにあると、こういう条件、これは福崎町の宝だと思っておりますから、こういう条件は農業経営の中にもふんだんにやはり知恵を絞って取り入れていくということが必要というふうに思っております。

先ほど私はTPPに触れましたけれども、もう少し哲学的な問題に入りますと、 農業経営も全ての問題が新自由主義の立場で物事が考えられているということ であります。新自由主義といいますのは、全てを市場原理に委ねて、その市場 によって世の中を運営していこうということであります。これは結果としては 弱肉強食でありまして、強いものは強くなりますが、弱いものは徹底的に虐げ られていくということであります。

したがいまして、こういう新自由主義的な立場でどんどんどんどん政治が進められるときには、もちろんそれに順応していく必要もありますが、そうではなしに協働してこれに立ち向かうというんでしょうか、参画と協働という精神、個々ばらばらにされるというんではなしに、もっと団結をして、一つのものをつくり上げて、それに立ち向かっていくという、こういう考え方が農業でも必要だと、私は思っています。

そういった意味では、今福崎町でいろいろな組織が組み立てられておりますけれども、何よりも役場はもちろんそうでありますけれども、個々の農業集団におきましても、まず情報を多面的に取り入れるという情報がいっぱいありますから、それを取り入れていくということ、そしてそれを取り入れた上ではやり、行政、上からのもちろん考えも必要でありますが、その組織の持っておられる自己研さんというんでしょうか、自分たちでアイデアをつくり上げていくということが大事です。新自由主義的な立場にとりますと、いくら6次産業をやったとしても、市場に委ねなければなりませんから、どんどん農家の方が作物をつくられても、売るところがなければさっぱりこれは経営にならないということです。

そして、もう少し政府、国、県、町に対しまして、もう全ての自治体に対しまして、農業予算をもっとたくさんくれという、こういう要望もやっていかないと、農業はとても守るものではないと思っております。

それから、井上課長が多業種の連携というふうに言っておりましたけれども、福崎町は交通の便、そして、都市に近いという、やや都市型の形成もありますから、業種がたくさんありますから、そういう方々のところと連携を強めつつ、福崎町である、そういうさまざまなところに農産物を一緒に開発したり、一緒に使ってもらったりする必要があるのではないかと、その研究を大いに連携をとりながら、いろいろな農業組織がありますが、個々ばらばらで進めていくと、庄村は庄村で、八千種は八千種というんじゃなしに、その団体がいつでも寄って、集団的に検討したり情報を交換するという、そういう場をどうしてもつくり上げていく必要があるのではないかと、そのお手伝いを役場もさせていただくことが大事ではないかと、このように思っているわけでございます。

もちむぎ食品センターにつきましては、今言われましたような、いろいろな経緯を踏みながら、今日まで来ているわけでありまして、今回、提言を受けまして、私が深く受けとめておりますのは、何よりも私を含めました、そこに携わる職員のやる気というんでしょうか、これをかん養すれば、1億5,500万円の売上は可能だというふうに思われております。そして、この提言は、一応5年間ということに限って100万、100万、200万、200万、300万ということになっておりますけれども、その以後については、私どもが計算をいたしましたのは、300万円をずっと続けていくものと試算をして発表した40年間ということであります。長いと言えば長いということが言えます。しかし、もうからないものを返せというのは、これは無理ということでありま

して、そこまで要求するのはむちゃということでありまして、もうかった範囲の中で、できるだけ早く返済していくということが合理的な考え方ではないかと、このように思っております。

宮内富夫議員 農業のことを町長が今答弁があったわけですけども、当然私たちも農業に関しましては、交通の利便性ということを一番考えまして、大消費地に近い、大阪とか神戸とか、ありますので、そういうところを見据えた特産品とか、また福崎町でつくらなければならない、これもまた単独でしてはスケールメリットが出ない、6営農とか、その生産者、個人も含めて、みんなで考えていかなければならない、このようなことも私たちは十分認識しております。

それと、今ありましたように、もちむぎ食品センターの償還期間いうのが、長いと言えば長い、短いと言えば短いということでございますが、しょせんやっぱり払えなければ払えないと、払える金額しか払えないというのは、これは当たり前のことでして、何も払えないところから無理やりお金は取れない、いうことは私も十分わかっております。

そういうことで、今町長が言われましたように、300万円となっているが、これは400万円、500万円にして返すつもりは十分あるんだと、こういうようなお考えでありまして、できる限り、もちむぎ食品センターでもうけていただいて、それを返していただくというのが、私は一番いいのかなと思うことです。それには、もちむぎ食品センターが力いっぱい頑張ってもらわなければならないということでございます。検討委員会の委員長さんがJAL、日本航空がなぜ早く立ち直ったか、いうようなことを書かれておりました。もちむぎ食品センターの従業員の方が、橋下徹市長流に言えば、私たちは倒産会社なんだと、こういう意識を持って、取り組んでいかなければ、1億5,000万円という売上はできないのではないかと、このように思うわけです。そういうところの従業員の意識改革については、どのようにお考えですか。

長 意識改革については、あの提言の根幹中の根幹でありますから、それは深く受けとめていかなければならないと思っております。そのためには、要となります、もちむぎ食品センターの常勤の幹部、これをやっぱりしっかりと据えていかなければならないということで、近いうちにその方を採用させていただこうというふうに考えているわけです。

その方を中心にして一生懸命に進めていくということが大事だと思っております。何よりも、私はあの河童にびっくりしておるわけでありますが、河童というのは職員が一生懸命に知恵を出して考えた河童が、今非常に人気で、きょうの記録を見ますとヤフーの2番目になっております、全国的に。

そうなりますと、やはりすごいなというふうに思います。そういった意味では、何よりも従業員の提言でありますとか、やる気というのは十分育てながらやっていくということを何よりも1億5,500万円は確実に、これはまず本年度はきちっと売り上げていかなければいけないのかなと、思っているわけでございます。

職員と一丸になって、一日も早く、40年と言わず、それができるだけ早く返還できるように頑張っていきたいと思います。

ただ、JALについては、私の評価は賛成できる部分と賛成できない部分と両方含んでおるわけです。委員長はああいうふうに言っておられますけれども、私はああいうふうに首切りを大いにドサッと、機長から何もかも首切りをやって、全て安い賃金に置きかえるというふうな、そんなすごいことはちょっとようしませんし、そして私の手腕から見まして、あの方は、稲盛さんという方は、

町

政府から莫大なお金を投入されておられます、日本航空に。ですから、そんな ふうな莫大な金を政府からとってくるというふうなこともようしませんから、 やはりコツコツ真面目に運営していくしかしようがないのかなというふうに思 っております。

宮内富夫議員 私は従業員の方に、私らの働いているところは本来ならばもう営業継続ができないんだと、1億5,000万円売り上げなければ、もう絶対に私たちの職場はないんだというような気構えを持ってもらいたいということで、今、発言したわけで、そういうのが徹底されたいうのが、私は非常に大事かなと、それが一つの従業員の絶対的な意識統一を図って、1億5,000万円に対して頑張っていこうというモチベーションを上げてもらいたいと、こういうことなんです。そういうために、今の従業員の方に、非常に厳しい言葉かもしれませんが、そのような意識を全員に持って、植えつけていただきたいと、そして、その新しく、今度就任される方には、経営戦略というのを十分練っていただきまして、今のもちむぎ食品センターのキーワードは健康食品とその河童ですか。その辺をキーワードとして、経営戦略を練っていただきたいと、こういうことを期待するわけなんです。

そういうところをよろしくお願いいたしますとともに、最後になろうかと思いますが、もう1点だけ、地域における経営理念ということも、これ書いてありました。その経営理念を明確にすることによって、目的がはっきりとしてくるんではないかと、このように思うわけなんです。ですから、経営理念とか社訓というんですか、学校でいえば校訓、そういうことが一つの大きな目標というようなことになりますので、その経営理念、社訓、このようなことに対しては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。

町 長 当然その問題につきましても検討委員会からの提言がございました。その提言 をしっかり受けとめて、定款の変更ですか、そういうことも進めていこうと思 っています。

> その方針にのっとって、全従業員がきちっとまとまるような形、最近になりましてからでありますけれども、毎日朝会もするように変わってきておりますし、 意識改革の面では大いに力を入れていきたいというふうに思っております。

宮内富夫議員 ありがとうございました。1億5,000万円に向かって、社長以下全員が心を一つにして頑張っていただきますようお願い申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

議 長 以上で、宮内富夫議員の一般質問を終わります。

次に、5番目の通告者は石野光市議員であります。

- 1. 高齢者への肺炎球菌ワクチン接種助成事業について
- 2. 子どもの人権を守る取組みについて

以上、石野光市議員。

石野光市議員 議席番号7番、石野光市であります。通告順に従い、一般質問をさせていただきます。

第1の項目は高齢者の肺炎球菌ワクチン接種費用助成事業についてであります。 日本における高齢者の死亡原因の第3位となっている肺炎を予防する取り組み として、肺炎球菌ワクチンの接種の費用を助成する取り組みは、その有用性が 広く認められ、多くの市町で助成する例が広がっているようであります。高齢 になりますと、各人の体力や健康状態について、同じ年齢でも個人差が大きく あらわれるようであります。肺炎は昔から怖い病気で、重度化すると命にかか わるという性質とともに、高齢者の場合、直っても肺機能が低下して、階段を 上がると息が切れるような日常生活に支障が起こったり、心臓の負担が大きくなるような問題につながることもあるようです。

現行、町の行っている助成事業の対象年齢は75歳以上となっていますが、この年齢枠を引き下げることが望まれると考えるものですが、いかがでしょうか。現行制度で60歳以上75歳未満でも、心臓、腎臓、もしくは呼吸器の機能、または人免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害があり、日常の生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方を対象とされていますが、これでは余りにも制約が大きく、肺炎を予防して、健康を保持することを目的とするならば、特定疾患の関係や健康状態から、かかりつけの医師の勧奨する方を60歳以上であれば対象とすることはできないか、この2点について、お答えください。

民生参事機康福祉課長 肺炎球菌ワクチンの年齢枠の引き下げの件でございますが、これにつきまして、 平成26年10月から、国の定期予防接種として65歳以上を対象に行われる 予定と、このように聞いております。

また、60歳以上の特定疾患の方のハイリスクの方々につきましても、対象となるというふうに聞いております。

なお、かかりつけ医の判断で接種勧奨をされる件につきましては、判断に差が 出てくる可能性もありますので、今後の研究課題とさせていただきます。

- 石野光市議員 ただ今答弁にありましたように、厚生労働省は26年10月からを目標に、肺炎球菌ワクチンを65歳で1回接種するごとに助成する。平成18年度までの5年間は70歳、75歳など、5歳刻みで1回接種するごとに助成するとの報道がありますが、今お話にもありましたけれども、この件に関して、さらにどのように把握されておられるのか、また、町の取り組みとして具体的にどのように活かしていこうとされているのか、もう少し詳しくお答えください。
- 民生参事機康福祉課長 先ほどもお答えしましたように、平成26年10月からの国の定期予防接種というふうにされるというふうな情報だけでございまして、今後どのようになるかということにつきましては、議員のおっしゃいましたとおり、5年間で接種を終えるような形で推進していきたいと、このようなことで聞いております。

今後またわかり次第、委員会等で報告していきたいと、このように思います。

- 石野光市議員 この肺炎球菌ワクチンは5年間有効となっているようであります。生涯1回限りの助成ということよりも、5年経過した2回目以降も助成対象とすべきと考えますが、厚生労働省の5歳刻みでの接種費用の助成という内容は、こうした内容との関係ではどうでしょうか。
- 民性参事機康福祉課長 この1回の接種で5年間効果があるということで、5年以上経過した2回目の接種等につきましては、現段階では安全性が確認できていないということと、それから、ワクチン供給量の確保の関係から、現在では1回というふうにしておりますが、今後再接種の有効性でありますとか、副反応のリスク等を考慮いたしまして、国の動向を見ながら対応していきたいと、このように思います。
- 石野光市議員 インターネットなどの情報では、2回目以降の接種についても、問題が見られないというふうな見方も今出てきているようであり、そうした点では、さらにそうした2回目以降も接種される方が出てきて、その状況もさらに詳しく判断できるようになっていくかとは思います。

生涯1回限りの接種という、助成があるないは別にして、そういうことになりますと、本当にどの時期に受けるのがいいのかというのはなかなか難しい問題にもなるかとも思えたりもします。しかし、肺炎になる前にこの予防接種で肺炎にかかっても軽度で済む効果でありますとか、予防の効果という点で、多くの方が受けていただくということは、大きな意味があるというふうにも思われ

ます。

現行制度ではこの肺炎球菌ワクチン接種費用の助成希望者が保健センターに出向いて、手続をする必要があるようですが、毎年年1回行っているインフルエンザ予防接種の案内の封筒に、肺炎球菌ワクチン接種の助成事業の周知を図る文書と手続について同封し、対象者が返信封筒に文書を記入したものを同封して保健センターに送ることで、助成対象と認められればその旨を伝え、接種費用から助成額を差し引いた金額で接種ができる、そうした形をとることはできないでしょうか。

- 民性参事機康福祉課長 この10月からの高齢者肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、国は6 5歳以上の方を5年間で年次計画で接種しようという考え方でいるようでございます。したがいまして、現段階では対象の方にはインフルエンザ定期予防接種等の案内に同封して案内をしようというふうに考えております。
- 石野光市議員 10月からの制度の組み替えが予定されているということであり、こうした時期に速やかに新しい助成の対象者等への周知が機敏に行われるということは大変好ましいことだというふうにも思います。効果がその点でも上がるように期待をしております。

また、高齢者の肺炎の発病は余り季節に関係なく起こる性質があるようであり、 体調の比較的安定している時期を選んで接種できる環境、条件の設定も行われ るべきと思われますが、いかがでしょうか。

いわゆる、対象となるような方が、とにかく自分の健康を守るために、進んで 積極的に助成を受けようとした場合に、相談の窓口というんでしょうか、電話 なりなんかでも速やかに適切な対応が図られる。この制度の組み替えの問題も ありますけれども、前後して、そうした情報提供が図られることを望むもので すが、どうでしょうか。

民生参事機康福祉課長 ご承知のように、現在でも単独で予防接種事業を行っておりますので、問い合わせがあればその都度随時対応していきたいと、このように思っております。

また、高齢者の肺炎球菌ワクチンの予防接種とインフルエンザの定期予防接種につきましては、同時期に接種するほうが効果があるとの報道もございますので、現段階ではインフルエンザと同時期に案内しようというふうに考えております。

石野光市議員 制度の組み替えとあわせて、時期的にちょっといい時期に、新しい制度についての対象者への周知が図られるということで、大いにその面では好ましいことだというふうにも思います。周知、啓発に努めていただいて、予防の効果を高める事業として、積極的に進めていただくよう、要望しておきます。

第2の項目として、子どもの人権を守る取り組みについて、お尋ねします。 子どもの権利条約に沿った条例制定についての検討状況はいかがでしょうか。 平成26年度の町予算に、27年度から始まる子ども・子育て支援事業計画の 策定の予算も計上されており、こうした時期に心身ともに安全で健康に子ども

が成長できる環境づくりを進める上で、こうした取り組みも時宜にかなったものと考えるものですが、いかがでしょうか。

教 育 長 議員の熱い思いは伝わってきます。私どもは反対しているのではありません。 近隣の地域でも、最近制定された話は届いていません。他の市町も時間をかけ て取り組んでおられるように思います。我が町も9月議会、12月議会で答弁 させていただきましたように、今すぐに条例制定をお願いすることは考えてい ませんが、研修、研さんは続けていくべきだと認識しております。そして現在、 関係書物を教育委員で学習をしているところです。 なお、子育て支援計画の中には、当然ながらその理念を取り入れていきます。

石野光市議員 いじめ、体罰、虐待が全国的にこの間取り上げられてきました。これらの早期 発見と適切な対応を図る取り組みについての検討状況はいかがでしょうか。

教 育 長 平成27年7月に福崎町いじめ防止対応マニュアルを作成し、町内全教職員 に配布し、校内研修を経て実践に当たっています。その成果は出つつあると認 識しています。

また、重度ないじめ対応として、各学校にもいじめ対策委員会を設置していますし、教育委員会も第三者委員会の設置もあり得ます。

先般、兵庫県いじめ防止基本方針が出されました。それを受けて、各学校では、いじめ防止対策方針の策定に入っています。既に学校独自で策定している学校は県の方針に合致しているか、再チェックに入っています。いじめは、するを許さず、されるを認めず、第三者なし。

また、体罰防止についても、文書で通知し、厳しいチェックと指導を行っております。

虐待については、健康福祉課と情報を共有しながら、未然防止と対策に全力で 取り組んでおります。

石野光市議員 ご存じの方もあるかとは思うんですけれども、男女平等度ランキングを国際比較して発表している世界経済フォーラムという団体があり、日本は2006年に80位、2007年は91位、2008年98位、2009年は101位、2010年94位、2011年は98位、2012年は101位、昨年の2013年は105位という位置づけが行われているとのことであります。

経済、教育、健康、政治の四つの分野で、それぞれ労働参加、賃金の平等、勤労所得、幹部や管理職、専門職と技術職、識字率、初等教育への就学、中等教育への就学、大学及び職業専門教育への就学、出生時の男女比、健康寿命ほか、政治では女性国会議員数、女性大臣の人数などを数値化して、それぞれの順位も発表しています。

日本は、2012年版で識字率、初等教育、中等教育への就学はそれぞれ第1位、健康寿命も第1位であるのに、経済活動への参加と機会、政治への関与の分野で悪い評価となっているとのことであります。大学及び職業専門教育への就学は100位となっていることも特徴的であります。女性の教育水準が高いにもかかわらず、労働市場でうまく活用されていないため、教育投資に見合う利益を得られていないとの分析が、日本について、2012年の報告で行われていたとのことであります。

非正規雇用の増大で、男女を問わず貧困化が進んでいる実態も見なければならないと思われます。成人の社会でも、地位を背景とした、いわゆるパワーハラスメントやセクシャルハラスメントといった問題が近年特に、取り上げられるようになっています。

子育てを行う保護者の経済環境も、特に近年厳しさが増しているようであります。また、子ども自身が自己肯定感を持ちにくいことから、ひきこもりや不登校につながるケースも多いと言われているようであります。子ども一人一人が自信を持って生活し、成長できる環境を目指す取り組みが、さらに要請されていると考えます。

町として、総合計画の策定の最中でもありますが、人権尊重のまちづくりを積極的に進めていく施策の一環として、子どもの権利条約に沿った条例制定を早期に実現し、具体的な人権啓発や相談窓口の設置などの取り組み等をさらに進めていくべきと考えますが、いかがでしょうか。

教育長議員もご承知のように、命・暮らし・人権を大切にしたまちづくりとしている福崎町です。福崎町では、差別を許さない、明るい町宣言を、広く町内外に宣言し、人権尊重のまちづくりのため、町民の皆さんに実践していただいているところです。

また、福崎町民憲章を策定し、町民に定着しているように思います。毎月、町広報誌にも子どもたちの人権作文や人権標語、人権ポスターを掲載し、人権の保障されたまちづくりに一役買っています。ことし、福崎東中学校の安達さくらさんの人権作文「ホスピス」は、兵庫県大会最優秀を受賞され、全国中学生人権作文コンテストで、法務省人権擁護局長賞というすばらしい実績を上げていると思います。

そして、各自治会ごとに人権学習会も実施しております。人権擁護委員さんによる人権問題等の相談も実施しており、問題によっては、より専門家の弁護士にも相談をしていますし、全てとはいかずとも、それなりに対応はできているように思っています。

しかし、この分野は非常に大切な部分だと思いますので、これからもできることから取り組んで、前向きに行きたいと、こういうふうに思います。

石野光市議員 最近の問題としては、不登校の問題、不登校ぎみというんでしょうか、そうい う問題もやはり現実にあるということで、そうした面からも一層の取り組みを 求めて、私の一般質問を終わります。

議 長 以上で、石野光市議員の一般質問を終わります。

本日の一般質問は、これにて終了いたします。 以上で、本会議3日目の日程は全て終了することといたします。 あすは6番目の通告者、城谷英之議員からお願いいたします。 本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時13分